

名古屋都市計画事業  
茶屋新田土地区画整理事業

環境影響評価書  
要約書

平成19年8月

名古屋市

## 目 次

第1章 都市計画対象事業の名称	1
第2章 都市計画決定権者の名称	1
第3章 事業者の名称	1
第4章 都市計画対象事業の目的及び内容	1
1 都市計画対象事業の目的	1
2 都市計画対象事業の内容	1
(1) 都市計画対象事業の種類	1
(2) 都市計画対象事業が実施されるべき区域の位置	1
(3) 都市計画対象事業の規模	1
(4) 都市計画対象事業に係る土地の利用計画	2
(5) 都市計画対象事業の工事計画の概要	7
3 環境配慮事項	8
第5章 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況	9
第1節 自然的状況	9
第2節 社会的状況	11
第6章 方法書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解	13
第7章 方法書についての愛知県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	14
第8章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	17
1 環境影響評価の項目並びにその選定の理由	17
第9章 環境影響評価の結果	20
第1節 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	20
1 大気質	20
1-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	20
1-2 建設機械の稼働（粉じん等）	24
1-3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	25
1-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（粉じん等）	28
1-5 造成工事（粉じん等）	30
1-6 斎場施設の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類）	31
1-7 供用時の交通の集中（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	33
2 騒音	36
2-1 建設機械の稼働	36
2-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	39
2-3 斎場施設の稼働	42
2-4 供用時の交通の集中	43

3	振動	45
3-1	建設機械の稼働	45
3-2	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	47
3-3	斎場施設の稼働	49
3-4	供用時の交通の集中	51
4	悪臭	52
5	水質	53
6	地盤	54
7	動物	56
8	植物	59
9	生態系	61
10	景観	64
11	人と自然との触れ合いの活動の場	66
12	廃棄物等	67
	第2節 事後調査	68
	第3節 環境影響の総合的な評価	69
第10章	準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解	86
第11章	準備書についての愛知県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	88
第12章	都市計画同意権者及び事業認可権者の意見と評価書の補正の概要	94
第13章	環境影響評価を受託した者の氏名及び住所	98

## 第1章 都市計画対象事業の名称

名古屋都市計画事業 茶屋新田土地区画整理事業

## 第2章 都市計画決定権者の名称

名古屋市

## 第3章 事業者の名称

(仮称) 茶屋新田土地区画整理組合

## 第4章 都市計画対象事業の目的及び内容

### 1 都市計画対象事業の目的

茶屋新田地区は、名古屋市の南西部に位置し、農業を中心とした土地利用がされているが、北側の春田野地区、福田地区の土地区画整理事業等により市街化がされている。南陽大橋が開通し、広域的な幹線道路の整備も進みつつある。この土地区画整理事業は、これらを活かした良好な市街地の形成を行うため、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るものである。

### 2 都市計画対象事業の内容

#### (1) 都市計画対象事業の種類

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業

#### (2) 都市計画対象事業が実施されるべき区域の位置

都市計画対象事業が実施されるべき区域（以下、「事業実施区域」という。）は、名古屋市南西部に位置する水田を主体とする区域であり、概ね、西側は2級河川戸田川、東側は1級河川新川・1級河川庄内川、北側は東海橋線、南側は戸田荒子線で囲まれた市街化調整区域で、愛知県名古屋市港区大西一丁目、西茶屋二丁目の各全部及び秋葉二丁目、秋葉三丁目、大西二丁目、大西三丁目、川園一丁目、川園二丁目、西茶屋一丁目、西茶屋三丁目、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、東茶屋三丁目、東茶屋四丁目の各一部から成る図4.2-1に示す位置とする。

#### (3) 都市計画対象事業の規模

施行区域の面積 147.5ha

#### (4) 都市計画対象事業に係る土地の利用計画

##### ア 公共施設の配置

土地利用計画は、図 4.2- 2 に示すとおりである。

##### (ア) 道路計画

事業実施区域及びその周辺には名古屋環状 2 号線 (国道 302 号)、都市計画道路戸田荒子線 (市道)、都市計画道路万場藤前線 (市道) があり、これらを基幹として区画道路を配置する。

また、都市計画道路戸田荒子線 (市道) については、幅員 28m に拡幅する。

##### (イ) 公園・緑地計画

公園は、地区面積の 3% 以上の面積を確保することとし、誘致距離等を考慮のうえ適正配置する。また、緑地については適宜配置する。

公園・緑地の規模は、表 4.2- 1 に示すとおりである。

表 4.2- 1 公園・緑地の規模

番号	規模
①	約 0.3ha
②	約 0.7ha
③	約 1.1ha
④	約 0.9ha
⑤	約 0.1ha
⑥	約 0.1ha
⑦	約 3.2ha

注) 公園・緑地の位置は、図 4.2- 2 に示すとおりである。

##### (ウ) 下水道計画

##### a 雨水排水

雨水は、側溝等により排水し、事業実施区域外へは水路を経由して、東小川へ排出し、さらに日光川へ排出する。

また、雨水の流出増に対応するため、各流域毎の面積 1 ha あたり 700m<sup>3</sup> の容量の調整池を設置する。

##### b 汚水排水

汚水は、下水道を整備し、打出終末処理場において処理する。

##### イ 宅地の利用計画

住居系を主体とし、ゆとりある良好な居住環境を備えた住宅地の用途とする。

幹線道路の沿道には、沿道サービス機能及び商業機能を主とした沿道型商業施設の用途を配置する。

土地の利用目的ごとの概ねの面積は、表 4.2- 2 に示すとおりである。

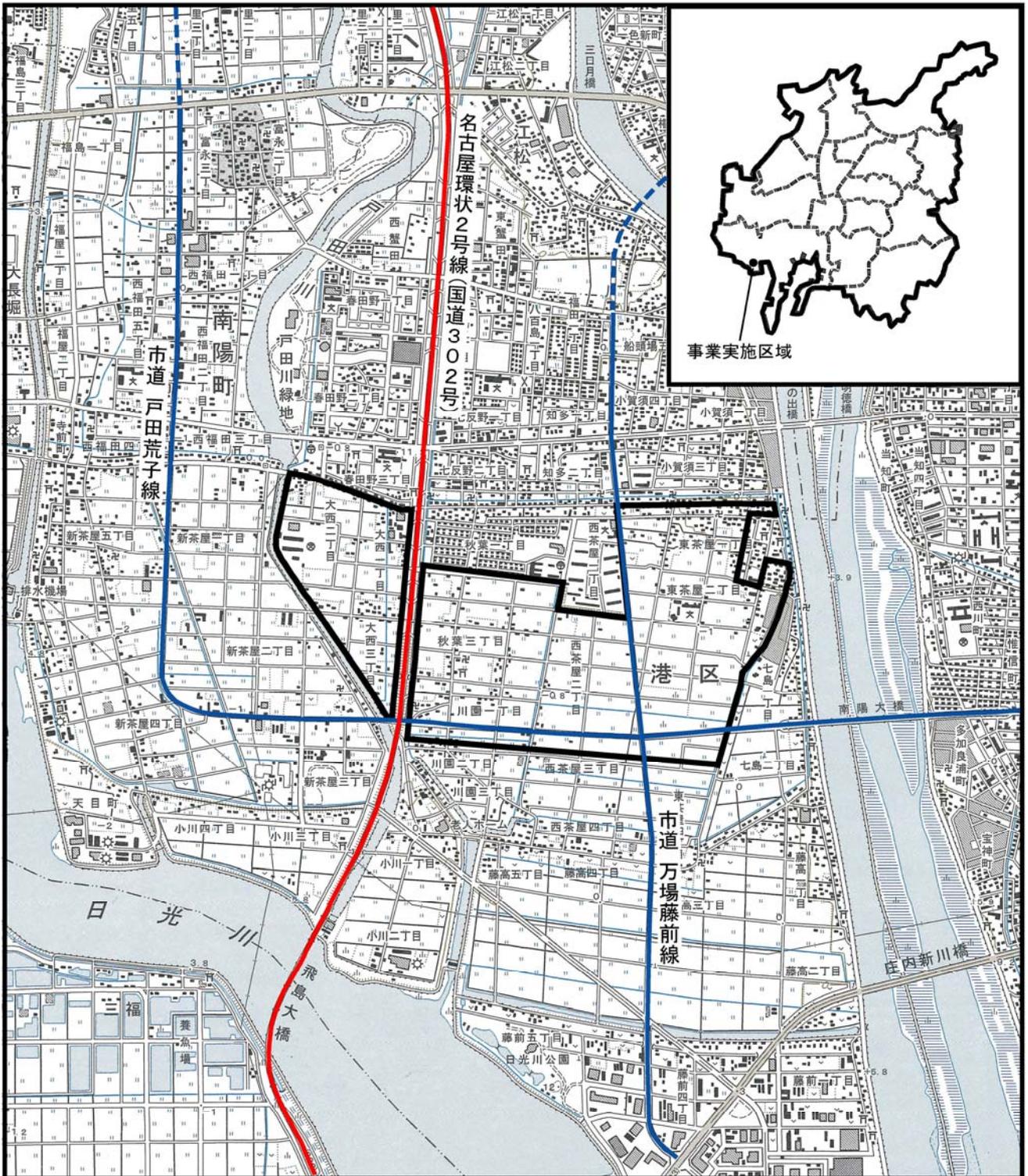
表 4.2- 2 土地の利用計画

土地の区分	面積 (ha)	割合 (%)
道路	27.1	18.4
公園・緑地	6.4	4.3
水路	0.4	0.3
調整池	3.6	2.4
宅地	110.0	74.6
計	147.5	100.0

注) 宅地には、その他の公益的施設として  
斎場用地及び関連整備用地を含む。

ウ その他の公益的施設の計画

公益的施設は斎場施設等を想定し、施行区域面積 147.5ha のうち斎場用地面積が約 5.1ha、  
関連整備用地面積が約 1.2ha である。



凡例



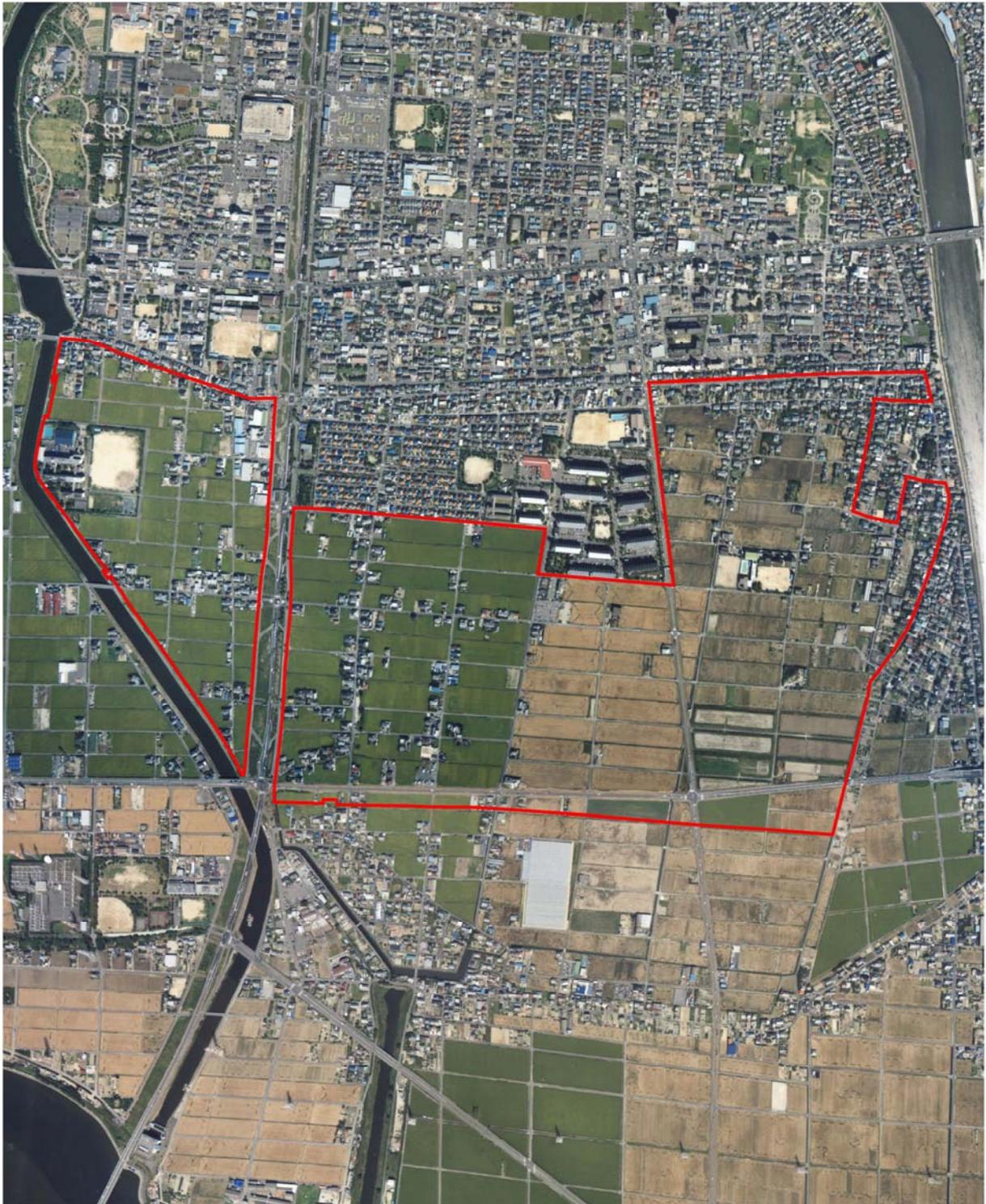
事業実施区域



0 1:25,000 1km

図 4.2- 1(1) 事業実施区域の位置

国土地理院発行の地形図(蟹江 平成16年12月発行)を使用



(平成17年9月撮影)

図 4.2- 1(2) 事業実施区域の位置

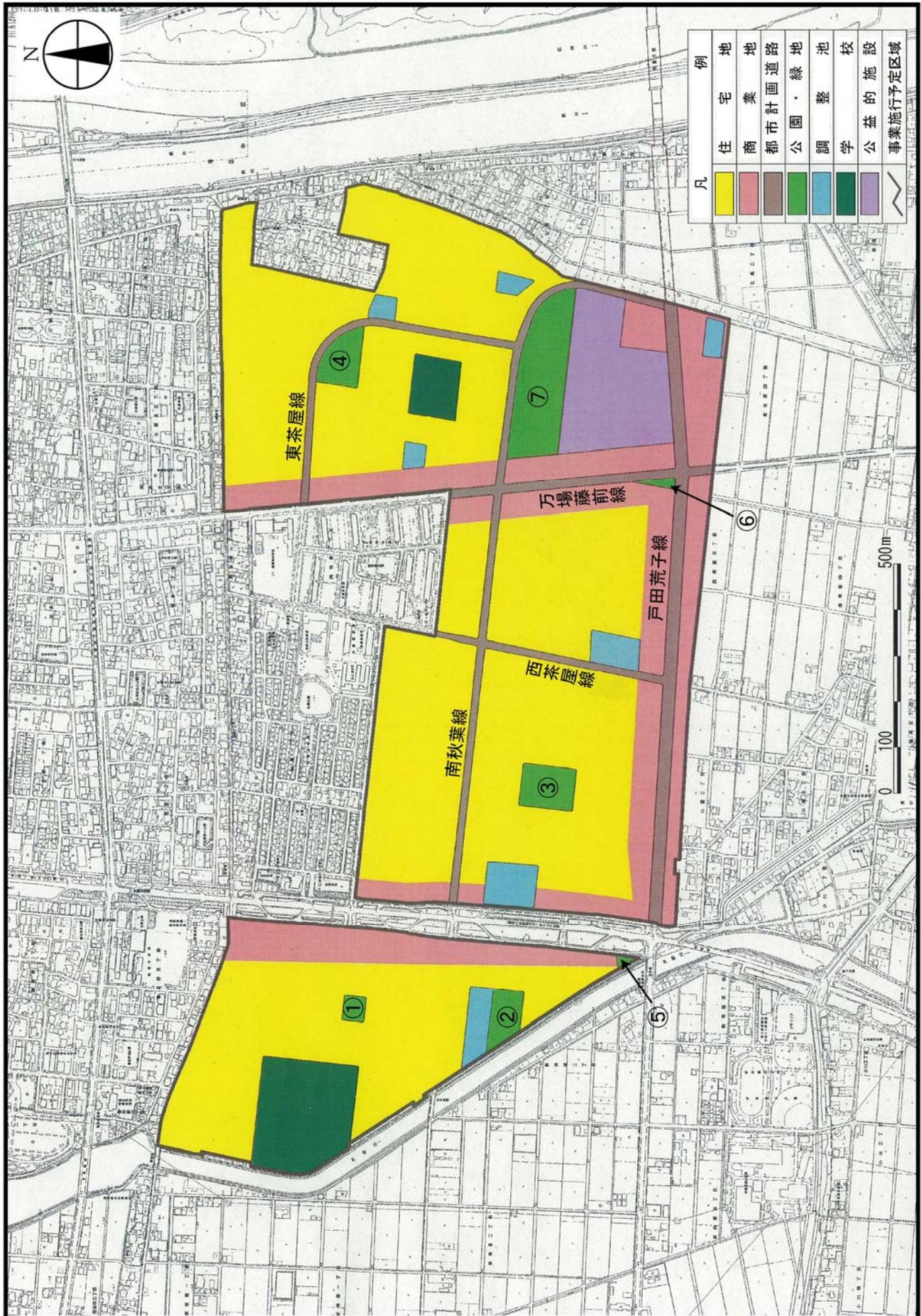


図 4.2-2 土地利用計画

(5) 都市計画対象事業の工事計画の概要

工事期間としては、概ね 10 年間で想定した工事計画とした。工事内容は地権者等と調整しながら工事を進めていくことになるため、現段階では詳細な工事計画を策定することは困難であるが、準備工、整地工、水路築造工、道路築造工等として可能な限り具体化した工事計画とした。

整地工は、既設道路の高さを基本に、地区外から約 930,000m<sup>3</sup>の土砂を搬入する盛土工を主体とし、搬入する土砂については土壌汚染に係る安全性が確保された土を使用する。

また、調整池や水路等の整備にあたっては、掘削工事を行う。掘削工事により発生する土砂は約 76,000m<sup>3</sup>であり盛土材として再利用する工事計画とした。

工事用車両の主な運行ルートは、名古屋環状 2 号線（国道 302 号）、東海橋線及び戸田荒子線である。

工事工程の概要は、表 4.2- 3 に示すとおりである。

表 4.2- 3 工事工程の概要

工事時期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
準備工	←→									
整地工		←→						→		
水路築造工		←→							→	
道路築造工			←→							→
埋設管工			←→						→	
調整池築造工			←→						→	
公園等整備工事				←→						→
建物移築			←→						→	
斎場建設工事			←→	→						

注) 整地工には仮設沈砂池の築造を含む。

### 3 環境配慮事項

本事業の計画策定時に環境に配慮した事項は以下に示すとおりである。

#### (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

事業実施区域内及び北側と東側には、住居や学校・保健・医療機関などの保全対象の施設が存在することから、それらの施設等への影響を回避・低減させるため排出ガス対策型及び低騒音・低振動型の建設機械の積極的な採用と工事用道路は幹線道路を使用するとともに工事用車両の分散化を図り、工事施工ヤードは事業実施区域外に設置しない等の工事計画とした。また、住宅地に近接している箇所では建設機械の複合同時稼働を極力避けることとした。

事業実施区域内の雨水は、東小川等を経由し日光川に排水していることから、それらの河川への雨水による汚濁の影響を回避・低減させるため、造成工事に先行して仮設の沈砂池を設ける工事計画とした。

造成工事で使用する盛土材は、土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準への適合、産業廃棄物に該当しないことの確認等の安全性が確保された土を搬入することとした。

#### (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

事業実施区域周辺の動植物への影響を回避・低減させるため、工事用道路は幹線道路を使用して工事用車両の分散化を図り、工事施工ヤードは事業実施区域外に設置しない工事計画とした。

事業実施区域内の雨水は、東小川等を経由し日光川に排水していることから、それらの河川に生息・生育する動植物への雨水による汚濁の影響を回避・低減させるため、造成工事に先行して仮設の沈砂池を設ける工事計画とした。

#### (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造

事業実施区域及びその周辺は、水田と中高層及び低層の住居が存在していることから、人と自然との触れ合いができ、多様な動植物の生息・生育が確保される公園・緑地を配置する土地利用計画とした。

#### (4) 環境への負荷の低減

工事の実施に伴う建設発生土については、造成工事における盛土材として使用するとともに、他事業での建設発生土についても、土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準への適合、産業廃棄物に該当しないことの確認等、安全性を確保し、可能な限り活用し、建設発生土の再利用を促進する工事計画とした。

また、既存工作物の撤去に伴い発生するアスファルトがら等については、再資源化施設へ搬出するなど、有効利用に努める。

## 第5章 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

事業実施区域及びその周囲は名古屋市南西部に位置しており、事業実施区域及びその南側と西側は水田を主体とした地域であり、北側と東側は市街地となっている。

### 第1節 自然的状況

表 5.1- 1 自然的状況

項目	地域特性
気象	<p>事業実施区域の位置する名古屋市は、濃尾平野の中央部を吹走してくる北西の風の道にあたり、冬季には北西の風が卓越している。夏季は、鈴鹿山脈越えの西風によるフェーン現象等により高温が出現しやすく、さらに海風の侵入により湿度が高い。</p> <p>事業実施区域周辺に位置する大気汚染常時監視測定局である南陽支所では平成16年度には年間を通して北西の風向が卓越し、夏季の8月には南東の風向が卓越していた。</p>
大気質	<p>事業実施区域及びその周辺に設置されている大気汚染常時監視測定局は、南陽支所と惟信高校の2局である。</p> <p>また、粉じん（降下ばいじん）は、港区の国際留学生会館において測定されており、ダイオキシン類は富田支所で測定されている。</p> <p>二酸化硫黄については、過去5年間の測定結果では南陽支所と惟信高校で平成12年度を除き、環境基準及び名古屋市が定める環境目標値を達成している。</p> <p>二酸化窒素については、両測定局とも環境基準を達成し、環境目標値には惟信高校で平成16年度に達成しているが、南陽支所では達成しない状態が続いている。</p> <p>浮遊粒子状物質については、南陽支所では平成12～16年度、惟信高校では平成13～16年度に環境基準及び環境目標値を達成している。</p> <p>港区の国際留学生会館における平成7～11年度の降下ばいじんの年平均値は2.1～3.4 t/km<sup>2</sup>/月である。なお、降下ばいじんについては平成11年度で調査が終了している。</p> <p>富田支所における平成13～16年度のダイオキシン類は環境基準を達成している。</p>
騒音	<p>事業実施区域及びその周辺では、環境騒音が平成16年度に9地点で調査されており、昼間の時間1地点、夜間の時間1地点で環境基準を上回っていた。</p> <p>また、道路交通騒音が平成15年度に7地点で調査されており、国道302号では環境基準達成率が100%であった。</p>
振動	<p>事業実施区域及びその周辺では、平成15年度に道路交通振動が5地点で調査されており、いずれの地点においても振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度の値を下回っていた。</p>
水象	<p>事業実施区域の東側には1級河川庄内川、1級河川新川、西側には2級河川日光川、2級河川戸田川、2級河川福田川がある。</p> <p>また、事業実施区域内の雨水は、南側に位置する茶屋新田排水機場より準用河川東小川に流入し、さらに、下流端の戸田茶屋排水機場より日光川へ流入しており、事業実施区域は日光川水系となっている。</p>
水質	<p>日光川では、BODは環境基準に適合しており、健康項目ではいずれの項目においても、環境基準を達成していた。</p> <p>BODは庄内川、新川では環境目標値に適合しており、福田川では平成12、14、15、16年度に環境目標値に適合し、戸田川では平成12～16年度に環境目標値に適合していなかった。</p>
底質	<p>日光川ではダイオキシン類は環境基準以下であった。</p> <p>総水銀とPCBは、日光川と庄内川では底質の暫定除去基準以下であった。</p>

表 5.1- 1 自然的状況（続き）

項 目	地域特性
地下水	<p>事業実施区域及びその周辺では、平成 12～16 年度に 5 地点で地下水の水質調査がされており、いずれの地点においても環境基準に適合している。</p> <p>また、地下水位は 3 地点で調査されており、近年は緩やかな上昇を示している。</p>
土 壤	<p>事業実施区域及びその周辺の近傍では平成 7 年度と平成 11 年度に 8 地点で調査されており、いずれの地点においても環境基準に適合していた。</p> <p>事業実施区域内では平成 10、15 年に合計 4 地点で既往調査を実施しており、いずれの地点においても環境基準に適合していた。</p>
地 盤	<p>事業実施区域及びその周辺では 2 地点で地盤沈下の状況が観測されており、新茶屋における過去 5 年間では 0.02cm 沈下している。</p> <p>また、事業実施区域周辺では沖積層（南陽層）が分布し、下位には洪積層（熱田層）が分布しており、標準貫入試験結果から沖積層における N 値の平均値は、粘性土層（粘土層及びシルト層）で 3、砂層で 11 である。</p> <p>事業実施区域内では平成 14 年に 1 地点で既往調査を実施しており、沖積層は深さ 1.15～5.7m に砂層、5.7～15.0m に粘性土層が分布し、N 値はそれぞれ 4～18、0～4 の範囲であった。15.0m 以深に分布する洪積層は、砂層が優勢であり、N 値は 9～50 以上の範囲であった。</p>
地 形	<p>事業実施区域周辺は、濃尾平野南部に位置し低平な沖積平野からなる。事業実施区域が位置する干拓地は、主として江戸時代以降に造成されたものであり、海水準以下のゼロメートル地帯であり、極めて平坦な地形である。平成 12 年 9 月の東海豪雨では事業実施区域の北側の一部において浸水していた。</p> <p>事業実施区域周辺には、学術上または希少性の観点から重要な地形は存在しない。</p>
地 質	<p>事業実施区域の沖積層（南陽層）は、粘土・シルト及び砂の互層で構成されており、基底面は北及び西に深く、南及び東に浅くなる傾向にある。</p> <p>事業実施区域周辺には、学術上または希少性の観点から重要な地質は存在しない。</p>
動 物	<p>①哺乳類 既往調査では、アブラコウモリ、クマネズミ、ヌートリアの 2 目 3 科 3 種が確認された。文献調査ではカヤネズミ、アカネズミ、タヌキ、イタチの 4 種が重要な種としてあげられた。</p> <p>②鳥類 既往調査では、11 目 27 科 64 種が確認された。文献及び既往調査でチュウサギ、オオタカ、イカルチドリ等の 72 種が重要な種としてあげられた。</p> <p>③両生類・爬虫類 既往調査では、トノサマガエル、ダルマガエル等 1 目 2 科 5 種の両生類、クサガメ、アオダイショウ等 2 目 3 科 5 種の爬虫類が確認された。文献及び既往調査で爬虫類ではクサガメ、スッポン、シマヘビの 3 種、両生類ではトノサマガエル、ダルマガエルの 2 種が重要な種としてあげられた。</p> <p>④魚介類 既往調査では、2 目 4 科 7 種の魚類、3 目 4 科 4 種の貝類及び甲殻類等が確認された。文献及び既往調査でメダカ等の 5 種の魚類、マルタニシ等の 5 種の貝類が重要な種としてあげられた。</p> <p>⑤昆虫類 既往調査では、14 目 107 科 304 種が確認された。文献及び既往調査でニイニゼミ等の 31 種が重要な種としてあげられた。</p> <p>⑥陸産貝類 既往調査では、オカチョウジガイ、ナメクジ、ウスカワマイマイ等 1 目 4 科 9 種の陸産貝類が確認された。文献及び既往調査では重要な種は確認されなかった。</p>

表 5.1- 1 自然的状況（続き）

項目	地域特性
植 物	既往調査では、確認された植物種は 51 科 173 種であった。既往調査によると、調査地域には大きく分けてオギ群落・セイタカアワダチソウ群落・水田・畑地・樹園地の 5 植生が成立しており、水田が最も広い面積を占めていた。文献及び既往調査でカワヂシャ等の 26 種が重要な種としてあげられた。植物の重要な群落は文献及び既往調査では確認されなかった。
生態系	事業実施区域及びその周辺は、地形的には 17 世紀に造成された干拓地に属し、標高の低い、極めて平坦な地形となっており、土地の利用状況は水田及び市街地が主体である。 自然環境は、水田環境が大部分を占めており、河川下流域や河口の一部にヨシ群落を中心とした河川敷の環境が分布するほか、畑地環境、草地環境が点在する程度であり、まとまった森林環境は全くみられない。
景 観	事業実施区域の北側と東側では中高層及び低層の住居等による市街地景観であり、事業実施区域及びその南側と西側では市街化調整区域で水田の広がる田園景観を主体としている。事業実施区域及びその周辺の主要な眺望点は、「戸田川緑地」の展望塔と「名古屋港ポートビル」の展望室であるが、現地踏査によると建築物により遮られ、事業実施区域を望むことができなかった。また、事業実施区域内には、河川風景、海岸風景、植物の自生地等で優れた景観資源として認められるものは存在しない。
人と自然との触れ合いの活動の場	事業実施区域周辺には、史跡散策路があるが、自然探勝路、ハイキングコース、海水浴場、スターウォッチング等の人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

## 第 2 節 社会的状況

表 5.2- 1 社会的状況

項目	地域特性
人口及び産業	平成 17 年の名古屋市の人口は 2,215,031 人、港区は 151,861 人、南陽学区は 8,244 人である。 名古屋市の産業構成人口は、卸売・小売業・飲食店、サービス業、製造業の順に多くなっており、港区では、卸売・小売業・飲食店、製造業、サービス業の順に多くなっている。
土地利用	事業実施区域及びその南側と西側では、水田を主体とする土地利用であり、北側と東側では住宅を主体とした市街地である。 事業実施区域及びその南側と西側では市街化調整区域であり、北側と庄内川の東側では市街化区域となっている。
河川等の利用	事業実施区域周辺の河川では、戸田川で漁業権が設定されており、コイ、フナ等を養殖しているが、庄内川、新川、日光川、福田川及び東小川では漁業権は設定されていない。 港区における地下水の揚水量は、平成 17 年 3 月末現在、総数では 5,085m <sup>3</sup> /日であり、工業用で 3,782m <sup>3</sup> /日、農業用で 1,275m <sup>3</sup> /日となっている。 農業用水の水源は、木曽川から導入された宮田用水であり、現在ではパイプラインにより灌漑されている。

表 5.2- 1 社会的状況（続き）

項 目	地域特性
交 通	<p>事業実施区域の北側には、J R 関西本線、近鉄名古屋線があり、東側には平成 16 年 10 月にあおなみ線が開通した。</p> <p>事業実施区域及びその周辺の主な道路は名古屋環状 2 号線（国道 302 号）、国道 1 号西線（国道 1 号）、名四国道線（国道 23 号）、東海橋線（市道）、戸田荒子線（市道）、万場藤前線（市道）等がある。</p>
配慮が特に必要な施設等	<p>事業実施区域及びその周辺には、学校等の教育施設が 26 施設配置されている。</p> <p>また、病院及び社会福祉施設は 21 施設配置されている。</p> <p>事業実施区域の北側には、低層住宅、中高層住宅が隣接し、東側には新川沿いに集落がある。南側及び西側は、水田の中に集落が点在する状況である。</p>
下水道	<p>下水道の整備率については、名古屋市全体が約 98%、港区が約 90%、南陽学区が約 50%となっている。南陽学区は学区の大半が市街化調整区域であり、下水道整備が未実施であるため、下水道整備率は低くなっている。なお、事業実施区域では、下水道は整備されていない。</p>
環境の保全を目的として法令等により指定された地域等	<p>名古屋市は「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に規定する窒素酸化物及び粒子状物質の対策地域となっている。</p> <p>事業実施区域及びその周辺には国設藤前干潟鳥獣保護区が指定されており、一部は特別保護地区となっている。名古屋市全域では銃猟禁止区域が指定されている。</p> <p>なお、特別保護地区は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（一般に「ラムサール条約」と呼ばれる。）の登録湿地となっている。</p>
その他の事項	<p>名古屋市における平成 16 年度の公害の苦情件数は 2,503 件であり、港区では、総数で 286 件、大気汚染（ばい煙）101 件、悪臭 84 件、騒音 69 件である。</p>

## 第6章 方法書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に関し、環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第7条の規定に基づき、環境影響評価方法書を平成14年11月12日から平成14年12月11日まで名古屋市住宅都市局都市計画課、名古屋市環境局環境影響評価室、港区役所南陽支所及び16区役所で縦覧に供し、24名が縦覧した。

また、平成14年11月12日から平成14年12月25日まで環境の保全の見地からの意見を求めたところ、同法第8条第1項に基づく意見書の提出はなかった。

## 第7章 方法書についての愛知県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第10条に基づく、環境影響評価方法書についての愛知県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下に示すとおりである。

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
共通事項	(1) 当該事業については、具体的な事業内容を踏まえ、より確実性の高い環境影響評価を実施し、その結果を事業計画、環境保全措置の検討、施工時の環境への配慮等に反映する必要がある。このため、事業計画、工事計画等をより具体化し、その計画に即した環境影響評価の結果を準備書に記載すること。	環境影響評価準備書においては、事業計画、工事計画等を可能な限り具体化し、その計画に基づき予測・評価を実施し、それらの結果について準備書に記載しました。
	(2) 事業計画、工事計画等の検討に当たっては、環境保全対策に関する最新の情報を考慮して、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境負荷の低減について検討すること。	事業計画、工事計画等の検討に当たっては、最新の情報の収集に努めるとともに、最善の利用可能な技術を導入するなど、実行可能な範囲で環境負荷の低減に努めてまいります。
	(3) この地域は、海拔ゼロメートル地帯であり、緩い砂層と軟弱粘土層で構成されているので、これらに配慮した事業計画を作成すること。	この地域は海拔ゼロメートル地帯であるので、雨水流出量を抑制するため、適宜調整池を設けたり、造成地盤高や軟弱地盤対策についても配慮しました。
大気質、騒音、振動	(1) 事業実施区域及び周辺地域には、学校、病院等の特に環境保全に配慮が必要な施設が立地し、住宅地にも隣接していることから、工事計画の検討に当たっては、積極的に低公害型の建設機械を使用するとともに、建設機械の配置等に配慮し、できる限り環境負荷の低減を図ること。	工事計画の検討にあたっては、低公害型の建設機械を可能な限り採用する計画としました。 また、学校、病院等の特に環境保全に配慮が必要な施設が立地している区域に隣接している場所については、建設機械の配置等についても配慮しました。 (第9章 第1節 1大気質、2騒音、3振動 参照)
	(2) 事業実施区域が広大であり、工事期間が長期間にわたることから、年度ごとの具体的な施工区域及び施工内容を明確にするとともに、必要に応じて大気質、騒音及び振動に係る調査地点を追加し、適切な予測、評価を行うこと。また、予測時期についても工事全体の工事量を考慮するだけでなく、周辺環境に最も影響が考えられる時期を適切に設定すること。	事業実施区域が広大であり、工事期間が長期間にわたることから、年度ごとの具体的な施工区域及び施工内容を検討するとともに、必要に応じて調査地点を追加し、適切な予測、評価を行いました。 予測時期についても工事計画を基に建設機械による影響が最大となる時期を想定しました。また、学校、病院等の特に環境保全に配慮が必要な施設が立地している区域に隣接して施工する時期についても対象として予測、評価しました。 (第9章 第1節 1大気質、2騒音、3振動 参照)
	(3) 事業実施区域の北側には中高層住宅があることから、騒音の高さ方向にも十分配慮しながら、予測、評価を行うこと。	周辺に存在する中高層住宅については、騒音の高さ方向の予測、評価を行いました。 (第9章 第1節 2騒音 参照)

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音、振動	(4) 工事用道路として使用することとしている既存道路及び新設道路（戸田荒子線の庄内川以東）の沿道には、住宅、学校、病院等が存在していることから、工事用車両の運行計画の検討に当たっては、周辺環境への影響に十分配慮するとともに、適切な地点で大気質、騒音及び振動の環境影響評価を行うこと。	工事用車両の運行に当たっては、運行ルート分散化、車両台数の平準化に努めた工事計画としました。 また、工事用車両の運行に伴う環境影響評価の実施に当たっては、住宅、学校、病院等に近接している地点も対象としました。 (第9章 第1節 1大気質、2騒音、3振動 参照)
水質	工事に伴う濁水の影響の予測、評価に当たっては、現地の土砂の沈降特性を把握して行うこと。また、沈砂池の設置に当たっては、沈降特性を踏まえ、必要な容量を確保し、濁水の流出防止を図ること。	雨水排水による濁水の予測、評価に当たっては、土砂の沈降特性を把握するとともに、十分な容量の仮設沈砂池を確保し、濁水の流出防止に努めます。 (第9章 第1節 5水質 参照)
地盤	(1) 土地造成工事により懸念される地盤沈下の予測、評価に当たっては、予測時期を造成工事終了直後としているが、造成による地盤沈下は、時間経過とともに進行することを考慮して行うこと。 (2) 事業実施区域及びその周辺のボーリング調査結果や土質試験結果の資料の収集に更に一層努めるなどし、地質断面図を作成するとともに種々の断面で地盤沈下の予測、評価を行うこと。	土地造成工事により懸念される地盤沈下の予測、評価に当たっては、造成工事終了直後からの時間経過も考慮した予測を実施しました。 (第9章 第1節 6地盤 参照) 事業実施区域及びその周辺のボーリング調査結果や土質試験結果の資料の収集に努め、南北方向の3断面について地質断面図を作成するとともに、地盤沈下量の予測、評価を実施しました。 (第5章 第1節 3土壌及び地盤の状況、第9章 第1節 6地盤 参照)
動物、植物、生態系	(1) 事業実施区域及び周辺地域には、水田雑草群落を中心とした自然環境が残されており、また既往調査ではダルマガエル、メダカ、マメダオシ等の貴重な動植物も確認されている。このような地域特性を踏まえ、事業計画、工事計画等の具体化に当たっては、これらの動植物の生息、生育環境を把握した上で、自然環境に十分配慮すること。 (2) 動物、植物及び生態系の調査範囲を事業実施区域及びその周辺約200mまでの範囲としているが、水田生態系を構成する両生類などの生息状況を十分把握できるよう、必要に応じ調査範囲及び調査時間を拡大すること。 (3) 植物の種の同定については、目視による出現種の確認とともに、標本の保存などを行い、種名が再確認できるようにすること。なお、マメダオシについては、愛知県レッドデータブックで絶滅種とされていることから、種の確認を十分に行うこと。	事業計画、工事計画等の策定に当たっては、重要な動植物の生息、生育環境を十分把握したうえで、自然環境に十分配慮した公園計画等を検討することとしました。 (第9章 第1節 7動物、8植物 参照) 両生類など行動圏の広い動物の調査においては、事業実施区域及びその周辺200mの調査範囲を、必要に応じ拡大して調査を実施しました。また、昆虫類などの動物については夜間の調査も実施しました。 (第9章 第1節 7動物、8植物、9生態系 参照) 現地調査における種の同定については、可能な限り写真撮影や標本の保存を行い、種名が再確認できるように努めました。また、種の確認については専門家の意見を参考にしながら確認しました。 (第9章 第1節 8植物 参照)

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	(4) 工事の実施に伴う雨水排水による影響については、雨水排水の放流先における植物への影響も懸念されるため、植物についても予測、評価を行うこと。	工事の実施に伴う雨水排水の放流先における水生植物についても予測、評価を実施しました。 (第9章 第1節 8植物 参照)
	(5) 重要な生物種の選定に当たっては、最新の知見に基づき行うこと。	重要な生物種の選定に当たっては、文化財保護法に基づく天然記念物等に限定せず、「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち」及び「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや2004」も採用して選定を実施しました。 (第5章 第1節 5動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況、第9章 第1節 7動物、8植物 参照)
景観	事業実施区域及び周辺地域は水田群と住宅地域が混在した土地利用状況となっている。景観の予測、評価に当たっては、こうした土地利用状況を的確に把握できる予測地点を設定し、環境影響評価を行うこと。	景観の予測、評価に当たっては、現在と将来の土地利用状況を的確に把握できる予測地点を設定し、環境影響評価を行いました。 (第9章 第1節 10景観 参照)
人と自然との活動の場	事業実施区域及び周辺地域には、水田、水路、社寺等が存在することから、人と自然との触れ合い活動の場の実態を明らかにし、環境影響評価を行うこと。	事業実施区域内及びその周辺の水田、水路、社寺等における人と自然との触れ合い活動については実態調査を実施し、環境影響評価を行いました。 (第9章 第1節 11人と自然との触れ合いの活動の場 参照)
その他	(1) 事業計画、工事計画等の検討の際に、盛土材については、公共残土の積極的な活用に努めるなど環境保全に十分配慮すること。	盛土材については、公共残土を積極的に活用するなど環境保全に十分配慮した計画としました。 (第9章 第1節 12廃棄物等 参照)
	(2) 準備書の作成に当たっては、住民などの意見について十分検討を行うこと。	住民などの意見について十分検討を行い、準備書を作成しました。
	(3) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、住民にわかりやすい内容となるような方策を検討し実施すること。	準備書の作成にあたっては、可能な限り住民にわかりやすい内容となるように努めています。 また、住民にわかりやすいように可能な限り平易な表現に努めるとともに、準備書の内容を簡潔にまとめた要約書を作成します。

## 第8章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 1 環境影響評価の項目並びにその選定の理由

環境影響評価の項目は、「土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日建設省令第13号）」（以下、省令という。）別表第1に掲げる標準項目に対して、項目の削除又は追加を行うことにより選定した。

環境影響評価の項目及びその選定の理由は、表8.1-1～2に示すとおりである。

なお、方法書についての愛知県知事の意見に基づき、環境要素として「人と自然との触れ合いの活動の場」、事業実施区域内に斎場施設の建設が予定されていることから、影響要因として斎場施設の「施設の稼働」及び斎場施設の供用に伴う「交通の集中」の項目を新たに環境影響評価項目として選定した。

表 8.1- 1 環境影響評価の項目

影響要因の区分 環境要素の区分				工 事 の 実 施				土地又は工作物の存在及び供用		
				雨水の排水	造成工事	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在(施設の稼働)	交通の集中
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素			◎	◎		●	●
			浮遊粒子状物質			◎	◎		●	●
			ダイオキシン類						●	
			粉じん等		◎	○	○			
		騒音	騒音			○	○		●	●
		振動	振動			○	○		●	●
		悪臭	悪臭						●	
	水環境	水質	水の濁り	○						
	土壤に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					×		
		地盤	地盤沈下					◎		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	◎					○		
	植物	重要な種及び群落	●					○		
	生態系	地域を特徴づける生態系	▲					○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						●	●	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○						

注：○は標準項目のうち環境影響評価を実施する項目。

：×は標準項目のうち環境影響評価を実施しない項目。

：◎は標準項目に追加して環境影響評価を実施する項目。

：●は方法書に追加して環境影響評価を実施する項目。

：▲は方法書から変更して環境影響評価を実施しない項目。

表 8.1- 2 環境影響評価の項目の選定の理由

環境要素の区分			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由 (標準項目を削除した理由を含む)
大気環境	大気質	二酸化窒素	【追加した理由】 事業実施区域の位置する名古屋市は、自動車 NOx・PM 法に基づく窒素酸化物対策地域とされている。また、事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両(以下、「工事用車両」という。)の運行、斎場施設の稼働、供用時の交通の集中により、二酸化窒素に係る環境影響が考えられる。
		浮遊粒子状物質	【追加した理由】 事業実施区域の位置する名古屋市は、自動車 NOx・PM 法に基づく粒子状物質対策地域とされている。また、事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の運行、斎場施設の稼働、供用時の交通の集中により、浮遊粒子状物質に係る環境影響が考えられる。
		粉じん等	【選定、追加した理由】 事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の運行により、粉じん等に係る環境影響が考えられる。 また、造成工事に伴い裸地が出現することから粉じん等に係る環境影響が考えられる。
		ダイオキシン類	【追加した理由】 事業実施区域周辺に住居等が存在し、斎場施設の稼働に伴いダイオキシン類に係る環境影響が考えられる。
	騒音	騒音	【選定、追加した理由】 事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の運行、斎場施設の稼働、供用時の交通の集中により、騒音に係る環境影響が考えられる。
	振動	振動	【選定、追加した理由】 事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の運行、斎場施設の稼働、供用時の交通の集中により、振動に係る環境影響が考えられる。
	悪臭	悪臭	【追加した理由】 事業実施区域周辺に住居等が存在し、斎場施設の稼働に伴い悪臭に係る環境影響が考えられる。
水環境	水質	水の濁り	【選定した理由】 工事中の雨水の排水により、水の濁りに係る環境影響が考えられる。
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質 地盤	重要な地形及び地質	【削除した理由】 事業実施区域周辺に、重要な地形及び地質が存在しない。
		地盤沈下	【追加した理由】 事業実施区域周辺は軟弱地盤であり、土地の改変(盛土)により、地盤沈下に係る環境影響が考えられる。
動物		重要な種及び注目すべき生息地	【選定、追加した理由】 雨水の排水、敷地の存在(土地の改変)により、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が考えられる。
植物		重要な種及び群落	【選定、追加した理由】 雨水の排水、敷地の存在(土地の改変)により、重要な種及び群落に係る環境影響が考えられる。
生態系		地域を特徴づける生態系	【選定した理由】 敷地の存在(土地の改変)により、地域を特徴づける生態系に係る環境影響が考えられる。
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	【選定した理由】 事業実施区域周辺には広い範囲で田園風景がみられ、眺望景観が存在することから、敷地の存在(土地の改変)、構造物の存在による眺望景観への環境影響が考えられる。
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	【選定した理由】 事業実施区域及びその周辺には水田、水路、史跡散策路が存在することから、敷地の存在(土地の改変)、構造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動への環境影響が考えられる。
廃棄物等		建設工事に伴う副産物	【選定した理由】 造成工事により、建設副産物が発生することが考えられる。

## 第9章 環境影響評価の結果

### 第1節 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

#### 1 大気質

##### 1-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

###### (1) 調査の結果

###### ア 大気質の状況

事業実施区域周辺に位置する大気汚染常時監視測定局である南陽支所の二酸化窒素と浮遊粒子状物質の測定結果は、表 9.1.1- 1 に示すとおりである。

二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.043~0.045ppm であり、環境基準(0.06ppm 以下)を達成し、名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値 (0.04ppm 以下) を達成していない。

浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.066~0.085 mg/m<sup>3</sup> であり、環境基準 (0.10mg/m<sup>3</sup> 以下) 及び名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値 (0.10mg/m<sup>3</sup> 以下) を達成している。

表 9.1.1- 1 南陽支所の二酸化窒素と浮遊粒子状物質の測定結果

年度	二酸化窒素	浮遊粒子状物質
	日平均値の年間 98%値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )
平成 12 年度	0.045	0.085
平成 13 年度	0.044	0.073
平成 14 年度	0.044	0.076
平成 15 年度	0.043	0.066
平成 16 年度	0.043	0.071

###### イ 気象の状況

南陽支所における平成 16 年度の風向・風速の結果は、表 9.1.1- 2 及び図 9.1.1- 1 に示すとおりである。

表 9.1.1- 2 南陽支所の風向・風速測定結果（平成 16 年度）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
最多風向 (頻度%)	NW (28.1)	NW (20.4)	NW (15.3)	NW (21.8)	SE (15.7)	NW (16.0)	NW (26.7)	NW (31.0)	NW (34.9)	NW (32.0)	NW (37.8)	NW (36.4)	NW (26.3)
平均風速 (m/s)	2.7	2.4	2.4	2.5	2.7	2.3	2.1	1.9	2.1	2.6	2.7	2.4	2.4

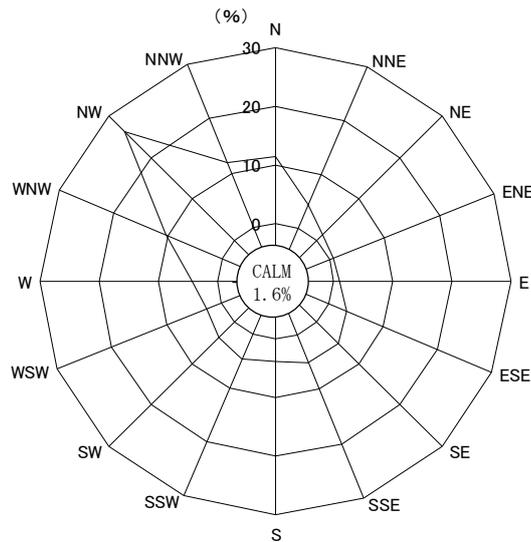


図 9.1.1- 1 南陽支所の年間風配図（平成 16 年度）

(2) 予測の結果

ア 年平均値

建設機械の稼働に伴い排出される大気汚染物質の年平均値の予測結果は、表 9.1.1- 3 に示すとおりである。

最大着地濃度は、事業実施区域の南東側境界付近に出現すると予測される。

表 9.1.1- 3 年平均値の予測結果（最大着地濃度地点）

予 測 項 目	建設機械の稼働による寄与濃度（最大着地濃度）	バックグラウンド濃度	予 測 環 境 濃 度	日平均値の年間 98% 値又は 2% 除外値
二酸化窒素 (ppm)	0.00640	0.023	0.02940	0.050 (0.042)
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.00090	0.034	0.03490	0.078 (0.076)

注) 日平均値の年間 98% 値又は 2% 除外値の ( ) は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度のみを日平均値の年間 98% 値又は 2% 除外値に変換した値を示す。

イ 1 時間値

建設機械の稼働に伴い排出される大気汚染物質の 1 時間値の予測結果は、表 9.1.1- 4 に示すとおりである。

最大着地濃度は、事業実施区域の北側境界付近に出現すると予測される。

表 9.1.1- 4 1 時間値の予測結果（最大着地濃度地点）

予 測 項 目	建設機械の稼働による寄与濃度 (最大着地濃度)	バックグラウンド濃度	予 測 環 境 濃 度
二酸化窒素 (ppm)	0.077	0.081	0.158
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.016	0.176	0.192

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内ですできるだけ回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

建設機械の稼働に伴う大気質による環境影響については、排出ガス対策型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じるものとする。

### (4) 評価の結果

#### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、排出ガス対策型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできるだけ低減されるものと判断する。

#### イ 基準又は目標との整合の評価

##### (ア) 年平均値

二酸化窒素の予測結果は、日平均値の年間 98%値が 0.050ppm であり、環境基準を満たしているが、環境目標値においては既に現況（バックグラウンド濃度）が環境目標値を上回っている状況にあり、建設機械の稼働による寄与は少なく、影響は小さいものとする。

浮遊粒子状物質の予測結果は、日平均値の 2%除外値が 0.078mg/m<sup>3</sup> であり、環境基準及び環境目標値を満たしており、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

表 9.1.1- 5 年平均値の評価

予 測 項 目	予測環境濃度	日平均値の 年間 98%値 又は 2%除外値	評 価 指 標	
二 酸 化 窒 素 (ppm)	0.02940 (0.023)	0.050 (0.042)	環 境 基 準	0.04~0.06ppm のゾーン内、 又はそれ以下
			環 境 目 標 値	0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.03490 (0.034)	0.078 (0.076)	環 境 基 準	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
			環 境 目 標 値	

注 1) 予測環境濃度の( )は、各項目のバックグラウンド濃度を示す。

2) 日平均値の年間 98%値等の( )は、各項目のバックグラウンド濃度のみを日平均値の年間 98%値等に変換した値を示す。

(イ) 1 時間値

二酸化窒素の予測結果は 0.158ppm であり、中央公害対策審議会答申の指針値の範囲内である。

浮遊粒子状物質の予測結果は 0.192 mg/m<sup>3</sup> であり、環境基準及び環境目標値を満たしており、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

表 9.1.1- 6 1 時間値の評価

予 測 項 目	予測環境濃度	評 価 指 標	
二 酸 化 窒 素 (ppm)	0.158 (0.081)	中央公害対策 審議会答申	0.1~0.2ppm
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.192 (0.176)	環 境 基 準	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
		環 境 目 標 値	

注) 予測環境濃度の( )は、各項目のバックグラウンド濃度を示す。

## 1-2 建設機械の稼働（粉じん等）

### (1) 調査の結果

#### ア 大気質の状況

港区の国際留学生会館における平成7～11年度の降下ばいじんの年平均値は、2.1～3.4 t/km<sup>2</sup>/月である。

#### イ 気象の状況

気象の状況については、「第9章 第1節 1-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」の項に示したとおりである。

### (2) 予測の結果

建設機械の稼働による季節別降下ばいじん量の予測結果は、表9.1.1-7に示すとおりであり、1.10～1.76t/km<sup>2</sup>/月で、降下ばいじんに係る参考値10t/km<sup>2</sup>/月を下回っている。

以上のことから、建設機械の稼働に伴い発生する降下ばいじん量の環境影響の程度は小さいと予測される。

表 9.1.1-7 建設機械の稼働による降下ばいじん量の予測結果  
単位：t/km<sup>2</sup>/月

予 測 季 節	予 測 結 果
春 季	1.19
夏 季	1.10
秋 季	1.59
冬 季	1.76

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

建設機械の稼働に伴う粉じん等による環境影響については、造成工事区域内における散水、施工方法の検討、建設機械の稼働の分散化、強風時の作業中止による環境保全措置を講じるものとする。

### (4) 評価の結果

#### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量の影響は、造成工事区域内における散水、施工方法の検討、建設機械の稼働の分散化、強風時の作業中止による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

### 1-3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

#### (1) 調査の結果

##### ア 大気質の状況

道路沿道で実施した大気質の調査結果は、表 9.1.1- 8 に示すとおりである。

表 9.1.1- 8 道路沿道における大気質の調査結果（年間平均値）

調査地点	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )
A 名古屋環状2号線	0.022	0.030
B 戸田荒子線	0.023	0.032
C 名古屋環状2号線	0.023	0.036
D 東海橋線	0.033	0.038
E 戸田荒子線	0.025	0.039

##### イ 気象の状況

気象の状況については、「第9章 第1節 1-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」の項に示したとおりである。

#### (2) 予測の結果

工事用車両の運行における予測結果は、表 9.1.1- 9 に示すとおりである。

工事用車両からの寄与濃度の予測値は、二酸化窒素で 0.00001~0.00005ppm、浮遊粒子状物質で 0.00000~0.00002mg/m<sup>3</sup> である。

また、工事用車両の運行時における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.046~0.050ppm と予測され、環境基準を満たしているが、環境目標値については、すべての地点で目標値を上回っている。しかし、一般車両の寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えて求めた日平均値の年間 98%値は 0.046~0.050ppm であり、E地点南側では 0.001ppm 増加しているものの、他の地点では工事用車両を加えて求めた結果と変わらない。

浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.084~0.087mg/m<sup>3</sup> と予測され、環境基準及び環境目標値を満たしている。

表 9.1.1- 9(1) 工事用車両の運行における二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の予測結果

単位：ppm

予測地点			車両寄与濃度			バック グラウンド 濃度	沿道 環境濃度 (合成値)	日平均値 の年間 98%値
			一般 車両	工事用 車両	計			
A	名古屋環状 2号線	西側	0.00077	0.00001	0.00078	0.023	0.024	0.046 (0.046)
		東側	0.00253	0.00004	0.00257		0.026	0.049 (0.049)
C	名古屋環状 2号線	西側	0.00084	0.00001	0.00085		0.024	0.047 (0.047)
		東側	0.00379	0.00004	0.00383		0.027	0.050 (0.050)
D	東海橋線	北側	0.00248	0.00003	0.00251		0.026	0.049 (0.049)
		南側	0.00307	0.00004	0.00311		0.026	0.049 (0.049)
E	戸田荒子線	北側	0.00127	0.00004	0.00131		0.024	0.047 (0.047)
		南側	0.00157	0.00005	0.00162		0.025	0.048 (0.047)

注) 日平均値の年間98%値の( )は、一般車両の寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えて求めた値である。

表 9.1.1- 9(2) 工事用車両の運行における浮遊粒子状物質 (SPM) の予測結果

単位：mg/m<sup>3</sup>

予測地点			車両寄与濃度			バック グラウンド 濃度	沿道 環境濃度 (合成値)	日平均値 の2% 除外値
			一般 車両	工事用 車両	計			
A	名古屋環状 2号線	西側	0.00025	0.00000	0.00025	0.034	0.034	0.084 (0.084)
		東側	0.00083	0.00001	0.00084		0.035	0.086 (0.085)
C	名古屋環状 2号線	西側	0.00027	0.00000	0.00027		0.034	0.084 (0.084)
		東側	0.00128	0.00002	0.00130		0.035	0.087 (0.087)
D	東海橋線	北側	0.00082	0.00001	0.00083		0.035	0.085 (0.085)
		南側	0.00103	0.00002	0.00105		0.035	0.086 (0.086)
E	戸田荒子線	北側	0.00041	0.00002	0.00043		0.034	0.085 (0.085)
		南側	0.00051	0.00002	0.00053		0.035	0.085 (0.085)

注) 日平均値の2%除外値の( )は、一般車両の寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えて求めた値である。

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

工事用車両の運行に伴う大気質による環境影響については、工事用車両の運行ルートの分散化、工事用車両の空ぶかし、高負荷運転の回避、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じるものとする。

### (4) 評価の結果

#### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

工事用車両の運行に伴う大気質の影響は、工事用車両の運行ルートの分散化、工事用車両の空ぶかし、高負荷運転の回避、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

#### イ 基準又は目標との整合の評価

二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.046~0.050ppm であり、すべての地点で環境基準を満たしているが、環境目標値については、すべての地点で目標値を上回っている。しかし、工事用車両からの寄与濃度は極めて僅かであり、本事業に起因する二酸化窒素の影響は小さいものとする。

浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は 0.084~0.087mg/m<sup>3</sup> であり、環境基準及び環境目標値をすべての地点で満たしており、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

## 1-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（粉じん等）

### (1) 調査の結果

#### ア 気象の状況

気象の状況については、「第9章 第1節 1-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」の項に示したとおりである。

### (2) 予測の結果

工事用車両の運行に伴う季節別降下ばいじん量の予測結果は、表 9.1.1-10 に示すとおりであり、季節別の降下ばいじん量は 0.02~2.42t/km<sup>2</sup>/月で、降下ばいじんに係る参考値 10t/km<sup>2</sup>/月を下回っている。

以上のことから、建設機械の稼働に伴い発生する降下ばいじん量の環境影響の程度は小さいと予測される。

表 9.1.1-10 工事用車両の運行に伴う季節別降下ばいじん量の予測結果  
単位：t/km<sup>2</sup>/月

予測地点			季節別降下ばいじん量			
			春季	夏季	秋季	冬季
A	名古屋環状2号線	西側	0.04	0.03	0.03	0.04
		東側	0.43	0.46	0.55	0.47
C	名古屋環状2号線	西側	0.03	0.03	0.02	0.02
		東側	0.69	0.71	0.92	0.83
D	東海橋線	北側	0.50	0.72	0.45	0.19
		南側	0.96	0.79	1.32	1.37
E	戸田荒子線	北側	0.93	1.33	0.86	0.39
		南側	1.72	1.45	2.37	2.42

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

工事用車両の運行に伴う粉じん等による環境影響については、工事用車両の運行ルート分散化、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化、強風時の作業中止による環境保全措置を講じるものとする。

#### (4) 評価の結果

##### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

工事用車両の運行に伴う降下ばいじん量の影響は、工事用車両の運行ルート分散化、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯分散化、強風時の作業中止による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

## 1-5 造成工事（粉じん等）

### (1) 調査の結果

#### ア 気象の状況

気象の状況は「第9章 第1節 1-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」の項に示したとおりである。

### (2) 予測の結果

年間を通じてビューフォートの風力階級4（風速：5.5m/s）以上の風速となる出現時間は347時間、出現頻度は3.9%であり、粉じんが飛散しやすい気象条件は少なく、造成した裸地からの粉じんによる環境影響の程度は小さいものと予測される。

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

造成した裸地からの粉じんによる環境影響については、造成区域内の裸地への散水、造成区域内の法面等への種子散布、工事計画の検討による環境保全措置を講じるものとする。

### (4) 評価の結果

#### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

造成した裸地からの粉じんによる大気質の影響は、造成区域内の裸地への散水、造成区域内の法面等への種子散布、工事計画の検討による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

1-6 斎場施設の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類）

(1) 調査の結果

ア 大気質の状況

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の状況については、「第9章 第1節 1-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」の項に示したとおりである。

ダイオキシン類の調査結果は、表 9.1.1.-11 に示すとおりである。

表 9.1.1-11 ダイオキシン類の調査結果（南陽小学校）

調査項目	調査結果					環境基準
	平成15年 11月	平成16年 2月	平成16年 5月	平成16年 7～8月	平均値	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.20	0.22	0.076	0.066	0.14	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年平均値)

イ 気象の状況

気象の状況については、「第9章 第1節 1-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」の項に示したとおりである。

(2) 予測の結果

斎場施設の排気筒から排出される大気汚染物質の年平均値の予測結果は、表 9.1.1-12 に示すとおりである。

また、最大着地濃度は、排気筒から南東約 570mの地点に出現すると予測される。

表 9.1.1-12 年平均値の予測結果（最大着地濃度地点）

予測項目	斎場施設からの寄与濃度 (最大着地濃度)	バックグラウンド濃度	予測環境濃度	日平均値の年間98%値 又は 2%除外値
二酸化窒素 (ppm)	0.00081	0.023	0.02381	0.043 (0.042)
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.00014	0.034	0.03414	0.077 (0.076)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.00135	0.14	0.14135	—

注) 日平均値の年間98%値又は2%除外値の( )は、二酸化窒素[NO<sub>2</sub>]及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度のみを日平均値の年間98%値又は2%除外値に変換した値を示す。

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

斎場施設の稼働に伴う大気質による環境影響については、効率の高い排ガス処理装置の設置、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持、火葬設備の稼働の集中の回避による環境保全措置を講じるものとする。

### (4) 評価の結果

#### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

斎場施設の稼働に伴う大気質の影響は、効率の高い排ガス処理装置の設置、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持、火葬設備の稼働の集中の回避による環境保全措置を講じることにより、事業者（以下、斎場施設に関する事業者は名古屋市である。）の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

#### イ 基準又は目標との整合の評価

二酸化窒素の予測結果は、日平均値の年間 98%値が 0.043ppm であり、環境基準を満たしているが、環境目標値においては既に現況（バックグラウンド濃度）が環境目標値を上回っている状況にあり、斎場施設の稼働による寄与は少なく、影響は小さいものとする。

浮遊粒子状物質の予測結果は、日平均値の 2%除外値が 0.077mg/m<sup>3</sup> であり、環境基準及び環境目標値を満たしており、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

ダイオキシン類の予測結果は、年平均値が 0.14135 pg-TEQ/m<sup>3</sup> であり、環境基準を満たしており、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

表 9.1.1-13 年平均値の評価

予測項目	予測環境濃度	日平均値の 年間 98%値 又は 2%除外値	評価指標	
			環境基準	環境目標値
二酸化窒素 (ppm)	0.02381 (0.023)	0.043 (0.042)	環境基準	0.04~0.06ppm のゾーン内、 又はそれ以下
			環境目標値	0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.03414 (0.034)	0.077 (0.076)	環境基準	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
			環境目標値	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.14135 (0.14)	—	環境基準	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

注 1) 予測環境濃度の( )は、各項目のバックグラウンド濃度を示す。

2) 日平均値の年間 98%値等の( )は、各項目のバックグラウンド濃度のみを日平均値の年間 98%値等に変換した値を示す。

## 1-7 供用時の交通の集中（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

### (1) 調査の結果

#### ア 大気質の状況

大気質の状況については、「第9章 第1節 1-3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」の項に示したとおりである。

#### イ 気象の状況

気象の状況については、「第9章 第1節 1-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」の項に示したとおりである。

### (2) 予測の結果

施設関連車両の運行における予測結果は、表 9.1.1-14 に示すとおりである。

施設関連車両からの寄与濃度の予測値は、二酸化窒素で 0.00000~0.00002ppm、浮遊粒子状物質で 0.00000mg/m<sup>3</sup> である。

二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.046~0.049ppm で、環境基準を満たしているが、すべての地点で環境目標値を上回っている。しかし、一般車両の寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えて求めた日平均値の年間 98%値は 0.046~0.049ppm であり、施設関連車両を加えて求めた結果と変わらない。

浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.084~0.085mg/m<sup>3</sup> で、環境基準及び環境目標値を満たしている。

表 9.1.1-14(1) 施設関連車両の運行における二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の予測結果

単位：ppm

予測地点			車両寄与濃度			バック グラウンド 濃度	沿道 環境濃度 (合成値)	日平均値 の年間 98%値
			一般 車両	施設関連 車両	計			
A	名古屋環状 2号線	西側	0.00061	0.00000	0.00061	0.023	0.024	0.046 (0.046)
		東側	0.00202	0.00001	0.00203		0.025	0.048 (0.048)
D	東海橋線	北側	0.00197	0.00001	0.00198		0.025	0.048 (0.048)
		南側	0.00245	0.00002	0.00247		0.025	0.049 (0.049)
E	戸田荒子線	北側	0.00100	0.00001	0.00101		0.024	0.047 (0.047)
		南側	0.00124	0.00001	0.00125		0.024	0.047 (0.047)
F	万場藤前線	西側	0.00102	0.00000	0.00102		0.024	0.047 (0.047)
		東側	0.00138	0.00000	0.00138		0.024	0.047 (0.047)

注) 日平均値の年間 98%値の ( ) は、一般車両の寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えて求めた値である。

表 9.1.1-14(2) 施設関連車両の運行における浮遊粒子状物質 (SPM) の予測結果

単位: mg/m<sup>3</sup>

予測地点			車両寄与濃度			バック グラウンド 濃度	沿道 環境濃度 (合成値)	日平均値 の2% 除外値
			一般 車両	施設関連 車両	計			
A	名古屋環状 2号線	西側	0.00019	0.00000	0.00019	0.034	0.034	0.084 (0.084)
		東側	0.00063	0.00000	0.00063		0.035	0.085 (0.085)
D	東海橋線	北側	0.00063	0.00000	0.00063		0.035	0.085 (0.085)
		南側	0.00079	0.00000	0.00079		0.035	0.085 (0.085)
E	戸田荒子線	北側	0.00032	0.00000	0.00032		0.034	0.084 (0.084)
		南側	0.00039	0.00000	0.00039		0.034	0.084 (0.084)
F	万場藤前線	西側	0.00032	0.00000	0.00032		0.034	0.084 (0.084)
		東側	0.00043	0.00000	0.00043		0.034	0.085 (0.085)

注) 日平均値の2%除外値の( )は、一般車両の寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えて求めた値である。

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

施設関連車両の運行に伴う大気質による環境影響については、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRによる環境保全措置を講じるものとする。

### (4) 評価の結果

#### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

施設関連車両の運行に伴う大気質の影響は、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

#### イ 基準又は目標との整合の評価

二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.046~0.049ppmであり、すべての地点で環境基準を満たしているが、環境目標値については、すべての地点で目標値を上回っている。しかし、施設関連車両からの寄与濃度は極めて僅かであり、本事業に起因する二酸化窒素の影響

は小さいものとする。

浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.084~0.085mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準及び環境目標値をすべての地点で満たしており、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

## 2 騒音

### 2-1 建設機械の稼働

#### (1) 調査の結果

##### ア 騒音の状況

事業実施区域周辺の環境騒音について現地調査を実施した。

調査結果は表9.1.2-1に示すとおりであり、いずれの地点においても昼間の時間帯は環境基準を満足していた。

表 9.1.2- 1 騒音レベルの調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分	騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )	環境基準
No. 1 きよすみ荘付近	昼間	52	55
	夜間	<u>46</u>	45
No. 2 幸楽荘付近	昼間	52	55
	夜間	<u>48</u>	45

注) 騒音レベル枠内の下線太数字は環境基準を超えていることを示す。

##### イ 地表面の状況

調査地点における地表面の状況は、表9.1.2-2に示すとおりである。

表9.1.2- 2 地表面の状況

調査地点	地表面の状況
No. 1 きよすみ荘付近	草地 (水田、畑地)、舗装地
No. 2 幸楽荘付近	草地 (水田、畑地)、舗装地

#### (2) 予測の結果

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、表 9.1.2- 3 に示すとおりであり、工事敷地境界の予測値は 82dB であり、騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定建設作業に係る騒音の基準の 85dB 以下であることから、建設機械の稼働に伴い発生する騒音による環境影響の程度は小さいものと予測される。

表9.1.2- 3 工事敷地境界の騒音レベルの予測結果

項目	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )	等価騒音レベル と $L_{A5}$ との差 ( $\Delta L$ )	騒音レベルの 90%レンジ上端値 ( $L_{A5}$ )	特定建設作業に 係る騒音の基準
騒音レベル (dB)	77	5	82	85

また、市営西茶屋荘付近における予測結果は、表 9.1.2- 4 に示すとおりであり、高さ方向で 67~69dB と予測され、市営西茶屋荘近傍のきよすみ荘付近における現況の騒音レベル 52dB (昼間) を 15~17dB 上回る。

表9.1.2- 4 市営西茶屋荘付近における予測結果

高さ (m)	1.2	3	6	9	12	15	18	21
騒音レベル (dB) ( $L_{Aeq}$ )	69	69	68	68	68	68	68	67

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

建設機械の稼働に伴う騒音による環境影響については、低騒音型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じるものとする。

また、市営西茶屋荘等の住宅等に近接している箇所では、防音シート等の設置を必要に応じて検討する。

### (4) 評価の結果

#### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、低騒音型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

また、市営西茶屋荘等の住宅等に近接している箇所では、防音シート等の設置を必要に応じて検討することにより、建設機械の稼働に伴う騒音の影響の程度はさらに低減されるものと判断する。

イ 基準又は目標との整合の評価

予測結果によると、工事敷地境界の最大値では82dB と予測され、騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定建設作業に係る騒音の基準の85dB 以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

## 2-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行

### (1) 調査の結果

#### ア 騒音の状況

事業実施区域及びその周辺の道路交通騒音について現地調査を実施した。道路騒音レベルの調査結果は、表9.1.2-5に示すとおりであり、戸田荒子線と東海橋線では環境基準の値を上回っていた。

また、交通量調査結果は表9.1.2-6に示すとおりである。

表 9.1.2- 5 道路交通騒音レベルの調査結果

単位：dB

調査地点	路線名	時間区分	騒音レベル (LAeq)	環境基準
A	名古屋環状2号線 (2車線)	昼間	60	70
		夜間	58	65
B	戸田荒子線 (2車線)	昼間	<u>70</u>	65
		夜間	<u>66</u>	60
C	名古屋環状2号線 (2車線)	昼間	62	70
		夜間	58	65
D	東海橋線 (4車線)	昼間	<u>72</u>	70
		夜間	<u>66</u>	65
E	戸田荒子線 (2車線)	昼間	57	65
		夜間	49	60

注) 騒音レベル枠内の下線太数字は環境基準の値を超えていることを示す。

表9.1.2- 6 交通量調査結果 (24時間)

単位：台

調査地点	路線名	大型車	中型車	小型貨物車	乗用車	合計
A	名古屋環状2号線	4,088	2,781	2,624	8,335	17,828
B	戸田荒子線	1,375	1,120	1,196	4,425	8,116
C	名古屋環状2号線	5,076	3,587	2,993	10,327	21,983
D	東海橋線	2,746	4,502	6,676	25,977	39,901
E	戸田荒子線	21	9	15	321	366

#### イ 沿道の状況

調査地点における沿道の状況は、表9.1.2-7に示すとおりである。

表9.1.2- 7 沿道の状況

調査地点	路線名	沿道の状況
A	名古屋環状2号線	住宅地、水田、水路
B	戸田荒子線	住宅地、水田
C	名古屋環状2号線	住宅地、水田、河川
D	東海橋線	住宅地、アスファルト
E	戸田荒子線	住宅地、アスファルト

(2) 予測の結果

工事用車両の運行時における道路交通騒音レベルの予測値は、A地点、C地点西側、E地点では、66~70dBであり、環境基準の値(70dB)を満足していた。

また、工事用車両の運行時において、C地点東側では71dB、D地点では72dBと予測されたが、一般車両のみの道路交通騒音レベルは71~72dBと予測され、本事業による工事用車両が加わった場合においても、騒音レベルの増加は1dB未満であり、工事用車両の運行に伴い発生する騒音による環境影響の程度は小さいものと予測される。

表9.1.2- 8 道路交通騒音レベルの予測結果(昼間)

単位：dB

予測地点	道路名		騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )		環境基準 (昼間)	自動車騒音 の限度 (昼間)
			一般車両 のみ	一般車両 と 工事用車両		
A	名古屋環状2号線 (2車線)	西側	66	66	70	75
		東側	69	69	70	75
C	名古屋環状2号線 (2車線)	西側	66	66	70	75
		東側	71	71	70	75
D	東海橋線 (4車線)	北側	72	72	70	75
		南側	72	72	70	75
E	戸田荒子線 (4車線)	北側	69	70	70	75
		南側	69	69	70	75

注) 昼間とは午前6時から午後10時までをいう。

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

工事用車両の運行に伴う騒音による環境影響については、工事用車両の運行ルートの分散化、工事用車両の点検・整備、適正運転の周知、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じるものとする。

### (4) 評価の結果

#### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

工事用車両の運行に伴う騒音の影響は、工事用車両の運行ルートの分散化、工事用車両の点検・整備、適正運転の周知、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

#### イ 基準又は目標との整合の評価

工事用車両の運行時における道路交通騒音レベルの予測値は、A地点、C地点西側、E地点では66～70dB と予測され、環境基準の値（70dB）及び自動車騒音の限度（75dB）以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

また、工事用車両の運行時において、C地点東側では71dB、D地点では72dB と予測されたが、一般車両のみの道路交通騒音レベルは71～72dB と予測され、環境基準の値を1～2dB 上回っているが、本事業による工事用車両が加わった場合においても、騒音レベルの増加は1dB 未満であり、影響は小さいものと考えられる。

## 2-3 斎場施設の稼働

### (1) 調査の結果

#### ア 騒音の状況

調査結果は表 9.1.2-9 に示すとおりであり、昼間の時間帯は環境基準を満足していた。

表 9.1.2-9 騒音レベルの調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分	騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )	環境基準
No. 3 斎場建設予定地	昼間	53	55
	夜間	<u>47</u>	45

注) 騒音レベル枠内の下線太数字は環境基準を超えていることを示す。

#### イ 地表面の状況

斎場建設予定地周辺の現況の地表面の状況は、草地（水田、畑地）、舗装地である。

### (2) 予測の結果

斎場施設の稼働に伴う騒音レベルの敷地境界での予測の最大値は 29dB であり、騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定工場等において発生する騒音の規制基準の 50dB 以下である。

### (3) 環境保全のための措置

本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。

### (4) 評価の結果

#### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

斎場施設の稼働に伴う騒音の影響は、低騒音の機器を採用すること、騒音を発生する機器については防音対策を講じること、外壁の構造や材質を考慮し吸音材を用いることに配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。

#### イ 基準又は目標との整合の評価

予測結果によると、斎場施設の敷地境界の最大値は 29dB と予測され、騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定工場等において発生する騒音の規制基準の 50dB 以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

また、土地区画整理事業実施区域境界においては、距離減衰による騒音レベルの低減が考えられることから、騒音による影響は極めて小さいものとする。

## 2-4 供用時の交通の集中

### (1) 調査の結果

事業実施区域及びその周辺における道路騒音の調査結果は、前項「2-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」の項に示したとおりである。

### (2) 予測の結果

施設関連車両の運行時における道路交通騒音レベルの予測値は、A地点、E地点では66～70dBであり、環境基準の値（70dB）を満足していた。

また、施設関連車両の運行時において、D地点は72dB、F地点では68～69 dBと予測されたが、一般車両のみの道路交通騒音レベルはD地点では72dB、F地点では68～69dBと予測され、施設関連車両が加わった場合においても、騒音レベルの増加は1 dB未満であり、施設関連車両の運行に伴い発生する騒音による環境影響の程度は小さいものと予測される。

表9.1.2-10 道路交通騒音レベルの予測結果（昼間）

単位：dB

予測地点	道路名		騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )		環境基準 (昼間)	自動車騒音 の限度 (昼間)
			一般車両 のみ	一般車両 と 施設関連車両		
A	名古屋環状2号線 (2車線)	西側	66	66	70	75
		東側	69	69	70	75
D	東海橋線 (4車線)	北側	72	72	70	75
		南側	72	72	70	75
E	戸田荒子線 (4車線)	北側	69	70	70	75
		南側	69	69	70	75
F	万場藤前線 (2車線)	西側	69	69	65	75
		東側	68	68	65	75

注) 昼間とは午前6時から午後10時までをいう。

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

施設関連車両の運行に伴う騒音による環境影響については、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRによる環境保全措置を講じるものとする。

#### (4) 評価の結果

##### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

施設関連車両の運行に伴う騒音の影響は、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

##### イ 基準又は目標との整合の評価

施設関連車両の運行時における道路交通騒音レベルの予測値は、A地点、E地点では、66～70dBと予測され、環境基準の値（70dB）及び自動車騒音の限度（75dB）以下であり、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

また、施設関連車両の運行時において、D地点では72dB、F地点では68～69dBと予測されたが、一般車両のみの道路交通騒音レベルはD地点では72dB、F地点では68～69dBと予測され、環境基準の値を2～4dB上回っているが、施設関連車両が加わった場合においても、騒音レベルの増加は1dB未満であり、影響は小さいものとする。

### 3 振動

#### 3-1 建設機械の稼働

##### (1) 調査の結果

###### ア 振動の状況

事業実施区域周辺の環境振動について現地調査を実施した。

調査結果は表9.1.3-1に示すとおりであり、すべての地点において人間が振動を感じ始める値（感覚閾値）の55dBを下回り、無感の領域であった。

表 9.1.3- 1 調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分	振動レベル (L <sub>10</sub> )
No. 1 きよすみ荘付近	昼間	30
	夜間	30 未満
No. 2 幸楽荘付近	昼間	38
	夜間	31

注) 昼間 午前7時から午後8時まで  
夜間 午後8時から翌日午前7時まで

###### イ 地盤の状況

事業実施区域及びその周辺は干拓地であり、砂及びシルトを主体とする未固結地盤であった。

##### (2) 予測の結果

建設機械の稼働に伴う振動レベルの工事敷地境界の予測値は 66dB であり、振動規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定建設作業に係る振動の基準の 75dB 以下であることから、建設機械の稼働に伴い発生する振動による環境影響の程度は小さいものと予測される。

##### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

建設機械の稼働に伴う振動による環境影響については、低振動型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じるものとする。

#### (4) 評価の結果

##### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働に伴う振動の影響は、低振動型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

##### イ 基準又は目標との整合の評価

予測結果によると、工事敷地境界の最大値は66dB と予測され、振動規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定建設作業に係る振動の基準の75dB 以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

### 3-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行

#### (1) 調査の結果

##### ア 振動の状況

事業実施区域及びその周辺の道路交通振動について現地調査を実施した。調査結果は表 9.1.3-2 に示すとおりであり、いずれの地点においても人間が振動を感じ始める値（感覚閾値）の55dB 以下であった。

表 9.1.3-2 振動レベルの調査結果

調査地点	路線名	時間区分	振動レベル (dB)	道路交通振動の 限度 (dB)
A	名古屋環状2号線 (2車線)	昼間	40	65
		夜間	37	60
B	戸田荒子線 (2車線)	昼間	44	70
		夜間	36	65
C	名古屋環状2号線 (2車線)	昼間	41	70
		夜間	38	65
D	東海橋線 (4車線)	昼間	49	70
		夜間	42	65
E	戸田荒子線 (2車線)	昼間	42	65
		夜間	33	60

##### イ 地盤の状況

事業実施区域及びその周辺は沖積地盤であり、砂及びシルトを主体とする未固結地盤であった。

#### (2) 予測の結果

工事用車両の運行時における道路交通振動レベルの予測値は 52~57dB であり、道路交通振動の限度である 65dB 及び 70dB 以下であること、また、本事業による工事用車両が加わった場合においても、振動レベルの増加は 1 dB 未満であることから、工事用車両の運行に伴い発生する振動による環境影響の程度は極めて小さいものと予測される。

#### (3) 環境保全のための措置

本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。

#### (4) 評価の結果

##### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

工事用車両の運行に伴う振動の影響は、工事用車両の運行ルートの分散化、工事用車両の点検・整備、適正運転の周知、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。

##### イ 基準又は目標との整合の評価

予測結果によると、工事用車両の運行時において52～57dB と予測され、道路交通振動の限度である65dB 及び70dB 以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

### 3-3 斎場施設の稼働

#### (1) 調査の結果

##### ア 振動の状況

調査結果は表 9.1.3-3 に示すとおり 30~33dB であり、人間が振動を感じ始める値（感覚閾値）の 55dB 以下であった。

表 9.1.3-3 振動レベルの調査結果

調査地点	時間区分	振動レベル (dB)
No. 3 斎場建設予定地	昼間（午前 7 時から午後 8 時まで）	33
	夜間（午後 8 時から翌日午前 7 時まで）	30

##### イ 地盤の状況

事業実施区域及びその周辺は、「第 5 章 第 1 節 自然的状況」で示したように干拓地であり、砂及びシルトを主体とする未固結地盤であった。

#### (2) 予測の結果

斎場施設の稼働に伴う振動レベルの敷地境界での予測の最大値は 50dB であり、振動規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定工場等において発生する振動の規制基準の 65dB 以下であることから、斎場施設の稼働に伴い発生する振動による環境影響の程度は小さいものと予測される。

#### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

斎場施設の稼働に伴う振動による環境影響については、低振動型の機器の採用、振動を発生する機器への防振対策、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持による環境保全措置を講じるものとする。

#### (4) 評価の結果

##### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

斎場施設の稼働に伴う振動の影響は、低振動型の機器の採用、振動を発生する機器への防振対策、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

##### イ 基準又は目標との整合の評価

予測結果によると、斎場施設の敷地境界の最大値は 50dB であり、振動規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定工場等において発生する振動の規制基準の 65dB 以下であるこ

とから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

また、土地区画整理事業実施区域境界においては、距離減衰による振動レベルの低減が考えられることから、振動による影響は極めて小さいものとする。

### 3-4 供用時の交通の集中

#### (1) 調査の結果

事業実施区域及びその周辺における道路振動の調査結果は、前項「3-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」の項に示したとおりである。

#### (2) 予測の結果

施設関連車両の運行時における道路交通振動レベルの予測値は、52～55dB（人間が振動を感じ始める感覚閾値の55dB以下）であり、道路交通振動の限度である65dB及び70dB以下である。また、施設関連車両が加わった場合においても、振動レベルの増加は1dB未満であることから、施設関連車両の運行に伴い発生する振動による環境影響の程度は極めて小さいものと予測される。

#### (3) 環境保全のための措置

本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。

#### (4) 評価の結果

##### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

施設関連車両の運行に伴う振動の影響は、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRに配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。

##### イ 基準又は目標との整合の評価

予測結果によると、施設関連車両の運行時において52～55dBと予測され、道路交通振動の限度である65dB及び70dB以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

## 4 悪臭

### (1) 調査の結果

斎場建設予定地における特定悪臭物質の濃度は規制基準以下であり、臭気指数は 10 未満であった。

また、類似施設である名古屋市八事斎場における特定悪臭物質の濃度は規制基準以下であり、臭気指数は煙道で 22、敷地境界で 10 未満であった。

### (2) 予測の結果

臭気指数については、類似施設における調査結果によれば排出ガス中の臭気指数 22 が敷地境界では 10 未満に低減しており、新斎場の敷地境界においても同様に臭気指数の予測値は 10 未満に低減し、名古屋市悪臭対策指導指針（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）に定める第 1 種区域における指導基準値（臭気指数 10）以下と予測される。

### (3) 環境保全のための措置

本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。

### (4) 評価の結果

#### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

斎場施設の稼働に伴う悪臭の影響は、斎場施設の計画・設計において、主燃焼炉では 800℃ 以上の高温で燃焼し更に再燃焼炉では 800℃ 以上で臭気成分を分解する、定期的に機器点検及び機能検査を実施する等の無臭化に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。

#### イ 基準又は目標との整合の評価

斎場施設の稼働時における敷地境界の臭気指数の予測値は 10 未満であり、名古屋市悪臭対策指導指針に定める第 1 種区域における指導基準値（工場等の敷地の境界線における臭気指数）10 を満足することから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。

また、土地区画整理事業実施区域境界においては、拡散による悪臭の濃度の低下が考えられることから、悪臭による影響は極めて小さいものとする。

## 5 水質

### (1) 調査の結果

排水路4地点において、晴天時8日間、降雨時4日間の現地調査を実施した。  
浮遊物質量は、降雨時には5~43mg/L、晴天時には10~75mg/Lであった。

### (2) 予測の結果

事業実施区域から排水される浮遊物質量の予測値は40~71mg/Lであり、名古屋市が定める建設工事に伴う排水の浮遊物質量の目安である200mg/L以下であることから、工事中における濁水による環境影響の程度は小さいと予測される。

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

工事の実施による雨水の排水による環境影響については、仮設の沈砂池の適切な配置、造成工事を順次行い裸地面積を小さくする工事計画の検討による環境保全措置を講じるものとする。

### (4) 評価の結果

#### ア 環境影響の回避・低減に係る評価

工事の実施による雨水の排水の影響は、仮設の沈砂池の適切な配置、造成工事を順次行い裸地面積を小さくする工事計画の検討による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

#### イ 基準又は目標との整合の評価

工事の実施に伴い事業実施区域から排水される浮遊物質量は40~71mg/Lと予測され、名古屋市が定める建設工事に伴う排水の浮遊物質量の目安である200mg/L以下であることから、目安との整合は図られるものと判断する。

## 6 地盤

### (1) 調査の結果

事業実施区域及びその周辺の地盤沈下の状況は、現在、沈静化しており、新茶屋における過去5年間の累積沈下量は0.02cmである。

事業実施区域周辺の地盤の状況は、上位に沖積層が分布し、下位に洪積層（熟田層）が分布する。沖積層の層厚は10～40mであり、下部粘土層、上部砂層、最上部粘土層に区分される。沖積層におけるN値の平均値は、粘土・シルト層で3、砂層で11であり、特に、粘性土層は、N値0の範囲もある極めて軟弱な地盤である。

### (2) 予測の結果

圧密沈下量の予測結果は、表 9.1.6 -1 に示すとおりである。

北側敷地境界の圧密沈下量は、0～0.11cm と予測される。また、南側敷地境界の圧密沈下量は、1.65～4.82cm と予測される。

なお、実際の沈下量は、標準圧密試験に基づいて予測する圧密沈下量に比べて小さく現れる。

圧密沈下時間は、表 9.1.6 -2 に示すとおりである。

最大の圧密沈下量が予測される②-②'断面の南側敷地境界では、53日間で90%の圧密が終了することが予測される。

表 9.1.6 -1 圧密沈下量の予測結果

単位：cm

断面	予測位置	敷地境界からの距離					
		0m	3m	5m	10m	15m	20m
①-①'断面	北側	0.11	0.10	0.09	0.00	0.00	0.00
	南側	1.65	1.14	0.89	0.49	0.29	0.18
②-②'断面	北側	0.05	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
	南側	4.82	3.14	2.31	1.09	0.55	0.31
③-③'断面	北側	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	南側	1.83	1.11	0.76	0.30	0.14	0.07

表 9.1.6 -2 圧密沈下時間の予測結果

断 面	予測位置	圧密度90%に 要する期間 (日)
①-①'断面	北 側	1,484
	南 側	106
②-②'断面	北 側	163
	南 側	53
③-③'断面	北 側	(沈下なし)
	南 側	26

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

土地の改変に伴う地盤への影響については、造成工事中及び造成工事終了後の周辺地盤の変動を測定し、周辺構造物等に変状がみられた場合は必要に応じて復旧することによる環境保全措置を講じるものとする。

### (4) 評価の結果

土地の改変に伴う地盤への影響は、造成工事中及び造成工事終了後の周辺地盤の変動を測定し、周辺構造物等に変状がみられた場合は必要に応じて復旧することによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

## 7 動物

### (1) 調査の結果

動物の現地調査結果は、表9.1.7- 1に示すとおりである。

なお、既往調査で確認されたメダカは現地調査では確認されなかった。

表9.1.7- 1 動物の現地調査結果

調査項目	確認種数	重要な種
哺乳類	3目4科5種	ホンドイタチ
鳥類	12目27科65種	チュウサギ、マガン、オオタカ、チュウヒ、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ
爬虫類	2目4科7種	クサガメ、イシガメ、シマヘビ
両生類	1目2科5種	トノサマガエル、ダルマガエル
魚類	3目4科7種	カワバタモロコ
底生動物	11目18科27種	ドブガイ
昆虫類	12目137科451種	アリツカオオロギ、ニイニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ
クモ類	1目18科76種	ワスレナグモ
陸産貝類	1目3科6種	—

### (2) 予測の結果

#### ア 雨水の排水

水域に生息する重要な種としては、クサガメ、イシガメ、カワバタモロコ、ドブガイが対象となった。

クサガメ、イシガメは比較的水質の悪い水域にも生息していることから、工事の実施に伴う雨水の排水による本種への影響は極めて小さいと予測される。

カワバタモロコの確認地点は事業実施区域から500m以上離れており、生息地点では植生帯も豊富であることから、工事の実施に伴う雨水の排水による本種への影響は極めて小さいと予測される。

ドブガイは一時的な濁水中でも生息できることから、工事の実施に伴う雨水の排水による本種への影響は極めて小さいと予測される。

#### イ 敷地の存在（土地の改変）

コアジサシについては、事業実施区域外を流れる戸田川を主要な採餌・生息の場として利用しており、事業実施区域内における小水路の利用頻度は低いと考えられ、対象事業の実施による生息への影響は小さいと予測される。

カワバタモロコ、ドブガイについては、生息地の改変はないことから、生息への影響はな

いものと予測される。

チュウサギ、タマシギ等の淡水性水鳥及びシマヘビ、ダルマガエル、ニイニイゼミ等のその他の重要な種については、事業の実施により生息、採餌、休息、繁殖環境等の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な生息地である農地環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。

### (3) 環境保全のための措置

#### ア 雨水の排水

工事の実施に伴う雨水の排水による重要な種の生息への影響は極めて小さいと予測されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。

#### イ 敷地の存在（土地の改変）

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

重要な種については、表 9.1.7- 2 に示す環境保全措置を講じるものとする。

表 9.1.7- 2 環境保全措置

対象種	環境保全措置
クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエル、アリツカコオロギ、ニイニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ、ワスレナグモの 11 種	事業実施区域内の公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出 (草地、湿地、樹林地等の混在した多様な環境の確保)
ホンドイタチ、オオタカ、チュウヒ、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ、クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエルの 16 種	事業実施区域外における生息地の創出 (事業実施区域の南側休耕田における灌水)

### (4) 評価の結果

#### ア 雨水の排水

重要な種（クサガメ、イシガメ、カワバタモロコ、ドブガイ）については、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくすること等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

#### イ 敷地の存在（土地の改変）

重要な種（ホンドイタチ、オオタカ、チュウヒ、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ、クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエル、アリツカコオロギ、ニイニイゼミ、コオイムシ、ミ

ツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ、ワスレナグモ) への影響は、事業実施区域内において公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出及び事業実施区域外における生息地の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

## 8 植物

### (1) 調査の結果

植物の現地調査結果は、表9.1.8- 1に示すとおりである。

表 9.1.8- 1 植物の現地調査結果

調査項目	確認種等	重要な種等
植物相	シダ植物：6科 7種 種子植物：78科 365種	コギシギシ、コイヌガラシ、クサレダマ、カワヂシャ
植生	水田雑草群落を主体とし、畑地雑草群落、路傍・空地草本群落が点在しており、戸田川の岸边には低層湿原植生がみられた。また、事業実施区域外にはケヤキクロガネモチ林が小面積で分布していた。	—
水生植物	ミズワラビ、エビモ、ウキクサ等の24種	—

### (2) 予測の結果

#### ア 雨水の排水

水路においてはアオウキクサ、ウキクサ、コカナダモ、ホソバミズヒキモ、エビモ、ヨシ、オモダカの7種の生育が確認された。このうち、雨水排水の排水先である事業実施区域の南部地域において生育が確認された種は、ヨシ、アオウキクサ、ウキクサの3種であった。これらの種は、多様な水域に極めて普通に生育し、汚濁に対する耐性も大きい種であることから、工事の実施に伴う雨水の排水による対象種への影響は極めて小さいと予測される。

#### イ 敷地の存在（土地の改変）

コイヌガラシ、カワヂシャについては、対象事業の実施により生育地の一部が消失することになるが、事業実施区域外において生育地が豊富に存在することから、地域全体としての種の存続に対する影響は小さいと予測される。

コギシギシの主要な生育地は事業実施区域内にあり、周辺部には事業実施区域内と同等な規模の生育地が存在しない。したがって、対象事業の実施により主要な生育地が消失することになり、地域個体群の存続に影響を及ぼすことが予測される。

クサレダマの生育地は造成計画地外に位置するため、土地の改変による直接的影響は受けない。しかし、造成計画地域に隣接しているため、工事施工ヤードの設置による生育地の攪乱の影響や工事区域から飛散する粉じん等による影響が予測される。

### (3) 環境保全のための措置

#### ア 雨水の排水

工事の実施に伴う雨水の排水による重要な種の生育への影響は極めて小さいと予測されるため、環境保全のための措置を講じないものとする。

#### イ 敷地の存在（土地の改変）

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

重要な種については、表 9.1.8- 2 に示す環境保全措置を講じるものとする。

表 9.1.8- 2 環境保全措置

対象種	環境保全措置
コギシギシ	事業実施区域外に残存するコギシギシから種子を採取して、生育地周辺の同様な水田環境に播種する。 事業実施区域内のコギシギシから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。
クサレダマ	生育地の損傷を防ぐため、資材置場の位置、工事資機材の運搬経路に十分配慮し、生育地への立ち入りを行わないようにする。 事業実施区域から生育地への粉じん飛散の防止策を講じる。
コイヌガラシ、カワヂシャ	事業実施区域内のコイヌガラシとカワヂシャから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。

### (4) 評価の結果

#### ア 雨水の排水

事業実施区域周辺の主要な種（ヨシ、アオウキクサ、ウキクサ）については、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくすること等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

#### イ 敷地の存在（土地の改変）

重要な種（コギシギシ、クサレダマ、コイヌガラシ、カワヂシャ）への影響は、コギシギシについては事業実施区域外における生育地の拡大及び事業実施区域内において公園、緑地、その他の公共空地内における生育地の創出、クサレダマについては生育地への影響の最小化、コイヌガラシとカワヂシャについては事業実施区域内において公園、緑地、その他の公共空地内における生育地の創出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

## 9 生態系

### (1) 調査の結果

#### ア 動植物その他の自然環境に係る概況

調査地域の環境類型は、水田環境が大部分を占め、広面積な水田環境の中に小規模な河川環境、畑地・草地環境及び市街地・住宅地環境がモザイク状に混在している。

#### イ 注目種等の情報

上位性注目種等としては、地域を特徴づける生態系である水田環境と密接な関係があり、栄養段階の上位に位置する「サギ類」及び「シギ・チドリ類」を選定した。

典型性注目種等の選定にあたっては、地域を特徴づける生態系である水田環境の当地域における生物群集の多様性を特徴づける種として、「ダルマガエル」を選定した。

特殊性注目種等については、湧水湿地、塩湿地等の特殊な生息・生育環境及び特殊な環境に生息等が規定される種・群集は調査地域に存在しておらず、該当種はなかった。

なお、メダカは現地調査により確認されなかったため、注目種として選定しなかった。

調査結果は、表 9.1.9- 1 に示すとおりである。

表 9.1.9- 1 調査結果

注目種等	調査結果
上位性注目種等 (サギ類、シギ・チドリ類)	<p>確認されたサギ類及びシギ・チドリ類は生態特性及び地域特性により、以下の3グループに区分された。</p> <p>①生息数が多く調査地域の利用頻度が高いグループ アマサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アオサギ、コチドリ、ケリ、タゲリ</p> <p>②生息数が少なく調査地域の利用頻度が低いグループ ゴイサギ、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、アオアシシギ、クサシギ、タカブシギ、キアシシギ、イソシギ、タシギ、チュウジシギ、オオジシギ</p> <p>③調査地域を繁殖地として利用しているグループ ケリ、コチドリ</p>
典型性注目種等 (ダルマガエル)	<p>調査地域の水田環境の広い範囲を多数の個体が生息地・繁殖地として利用されているが、特に事業実施区域外南側の水田における生息密度が高く良好な生息環境となっていた。</p>

## (2) 予測の結果

### ア 敷地の存在（土地の改変）

予測結果は、表 9.1.9- 2 に示すとおりである。

表 9.1.9- 2 予測結果

注目種等	予測結果
<p>上位性注目種等 (サギ類、シギ・チドリ類)</p>	<p>①生息数が多く調査地域の利用頻度が高いグループ及び②生息数が少なく調査地域の利用頻度が低いグループ 調査地域の水田環境の広い範囲を採餌・休息の場として利用している。事業の実施により採餌・休息環境の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な生息地である水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。</p> <p>③調査地域を繁殖地として利用しているグループ ・ケリ 事業の実施により繁殖環境の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な繁殖地となる水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。 ・コチドリ 造成地という人為的環境を積極的に利用する種であること、また、事業実施区域周辺には主要な繁殖地となる水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。</p> <p>【藤前干潟との関連性】 調査地域におけるサギ類及びシギ・チドリ類の出現状況は、藤前干潟の出現種と異なり、水田等の淡水環境を主な生息地とする種が主体であること、また、藤前干潟を利用するシギ・チドリ類は、干潟に近い場所を主な休息地として利用しており、調査地域の位置する北方向の移動は少ないことから、藤前干潟を利用する鳥類との関連性は低いと考えられ、藤前干潟を利用する鳥類に対する対象事業の実施による影響は小さいと予測される。</p>
<p>典型性注目種等 (ダルマガエル)</p>	<p>事業の実施により事業実施区域内の生息環境が消失することになるが、本種は事業実施区域外の南側の水田において特に生息数が多く良好な生息地となっていること、また、事業実施区域周辺には主要な生息地である水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。</p>

## (3) 環境保全のための措置

### ア 敷地の存在（土地の改変）

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

上位性注目種等、典型性注目種等については、表 9.1.9- 3 に示す環境保全措置を講じるものとする。

表 9.1.9- 3 環境保全措置

対象種等	環境保全措置
上位性注目種等 (サギ類、シギ・チドリ類)	餌動物の生息数を増加させるため、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、灌水がされるよう働きかける。
典型性注目種等 (ダルマガエル)	生息適地を増加させるために、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、灌水がされるよう働きかける。

(4) 評価の結果

ア 敷地の存在（土地の改変）

上位性注目種等（サギ類及びシギ・チドリ類）及び典型性注目種等（ダルマガエル）への影響は、上位性注目種等については事業実施区域外における採餌・休息環境の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）、典型性注目種等については事業実施区域外における生息環境の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

## 10 景観

### (1) 調査の結果

#### ア 主要な眺望点の状況

事業実施区域及びその周辺の主要な眺望点は、「戸田川緑地」の展望塔（地上 16m）と「名古屋港ポートビル」の展望室（地上 53m）であった。

眺望点からは、建築物により遮られ、事業実施区域を望むことができなかった。

#### イ 景観資源の状況

事業実施区域の北側と東側では中高層及び低層の住居等による市街地景観であり、事業実施区域及びその南側と西側では市街化調整区域で水田の広がる田園景観を主体としている。

事業実施区域内には、河川風景、海岸風景、植物の自生地等で優れた景観資源として認められるものは存在しない。

#### ウ 主要な眺望景観の状況

市営西茶屋荘から南方向、戸田川右岸から東方向、事業実施区域の南側から北方向、新川右岸堤防から西方向の眺望景観は、近景もしくは中景に水田、休耕田等望むことができる。

### (2) 予測の結果

本事業計画では、順次造成し、速やかな土地利用を図ることから、本予測では敷地の存在（土地の改変）と構造物の存在を一つの影響要因とした。

#### ア 主要な眺望点の改変

事業実施区域及びその周辺には主要な眺望点は存在しないため、事業の実施による影響はないものと予測される。

#### イ 景観資源の改変

事業実施区域及びその周辺には主要な景観資源は存在しないため、事業の実施による影響はないものと予測される。

#### ウ 主要な眺望景観の変化

市営西茶屋荘からの眺望は、一時的には盛土された地表面が視界の大部分を占めることになるが、住宅等の建設に伴い都市的な景観となるものと考えられる。

戸田川右岸、新川右岸堤防、事業実施区域の南側からの眺望の変化は明確に視認できないことから、造成工事完了後においては著しい視覚の変化がみられず、造成工事による環境影響は少ないものと予測される。

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

景観については、公園、幹線道路、その他の公共空地内における緑化、周囲と調和のとれた緑に囲まれた公共施設の創出による環境保全措置を講じるものとする。

### (4) 評価の結果

本事業の実施による景観への影響は、公園、幹線道路、その他の公共空地内における緑化、周囲と調和のとれた緑に囲まれた公共施設の創出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

## 11 人と自然との触れ合いの活動の場

### (1) 調査の結果

#### ア 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としては、史跡散策路が挙げられる。

なお、事業実施区域及びその周辺には、文化財保護法、自然環境保全法等に該当する地域・地区等は存在せず、また、自然探勝路、ハイキングコース、海水浴場、スターウォッチング等の人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

#### イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

史跡散策路は、事業実施区域北部に設定され、広い田園地帯の中にある干拓・開拓にかかわる寺社などを巡る全長約5kmの散策路である。この散策路は、17箇所の寺社・史跡の他に、戸田川緑地・農業文化園から成り立っている。

現地調査によると、史跡散策路の利用客はほとんど確認することができず、史跡散策路の利用者数は不明である。地元有識者等からのヒアリング調査によると、史跡散策路内の寺社の利用は、近隣住民による参拝や祭りなど恒例の季節行事への参加者である。

### (2) 予測の結果

#### ア 敷地の存在（土地の改変）

敷地の存在（土地の改変）が史跡散策路に及ぼす影響は小さく、また、利用性の変化への影響はないものと予測される。

#### イ 構造物の存在

構造物の存在が史跡散策路の快適性の変化に及ぼす影響は小さいものと予測される。

### (3) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

人と自然との触れ合いの活動の場については、事業実施区域内の史跡散策路内の寺社の保全、史跡散策路のデザインを周囲の景観と調和させることによる環境保全措置を講じるものとする。

### (4) 評価の結果

本事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、事業実施区域内の史跡散策路内の寺社の保全、史跡散策路のデザインを周囲の景観と調和させることによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。

## 12 廃棄物等

### (1) 予測の結果

廃棄物等の種類及び発生量は表 9.1.12-1 に示すとおりであり、建設発生土は事業実施区域内で盛土として再利用され、コンクリートがら、アスファルトがらについては再資源化施設への搬出により有効利用を図ることから、事業の実施に伴う環境負荷は小さいと予測される。

表 9.1.12-1 廃棄物等の種類及び発生量

種類	発生量 (m <sup>3</sup> )	算定根拠
建設発生土	76,000	調整池、水路の掘削 (掘削量: 76,000m <sup>3</sup> )
コンクリートがら	5,800	既設水路の撤去 (延長距離: 約 14,000m)
アスファルトがら	7,900	既設道路の撤去 (舗装面積: 約 160,000m <sup>2</sup> )

### (2) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

建設工事に伴う副産物の環境負荷については、建設発生土については事業実施区域内での再利用、コンクリートがら等については再資源化施設への搬出による環境保全措置を講じるものとする。

また、コンクリートがら等は、事業実施区域内の道路の路盤材として再利用を検討する。

### (3) 評価の結果

本事業の実施による環境負荷は、建設発生土については事業実施区域内での再利用、コンクリートがら等については再資源化施設への搬出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

また、コンクリートがら等は、事業実施区域内の道路の路盤材として再利用を検討することにより、本事業の実施による環境負荷はさらに低減されるものと判断する。

## 第2節 事後調査

予測及び評価の結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、動物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の11項目については、環境影響の程度は小さいと判断されたことから、事後調査は実施しない。

植物については、環境保全措置の実施により環境影響を低減できるものと考えられるが、その効果に不確実性があることから、事後調査の対象とした。

事後調査の手法等は、表9.2-1に示すとおりである。

表9.2-1 事後調査の手法等

調査対象項目	植物:コギシギシ
調査理由	コギシギシの生育については、科学的知見が不足しており、不確実性が大きいと考えられることから、播種後における生育・繁殖状況を確認するため。
調査方法	調査項目：生育状況、生育環境の状況 調査方法：現地調査による個体の確認 調査時期：春季 調査期間：3年間を目途とするが、安定した種の定着が確認されるまでの時期とする。
環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針	予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得て、適切な措置を講ずる。
調査の結果の公表方法	調査報告書の作成時期、公表時期、方法等については、関係機関と調整しながら適切に実施する。
実施主体	「(仮称)茶屋新田土地区画整理組合」が実施するが、事業完了とともに同組合は解散することから、事業完了後も事後調査を行う必要がある場合は、関係行政機関である名古屋市が実施する。

### 第3節 環境影響の総合的な評価

都市計画対象事業について、影響要因の「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」における環境要素12項目（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等）を選定し、予測・評価を行った。

予測の結果、騒音、振動、動物、植物の各一部と悪臭については、環境影響の程度は極めて小さいと予測され、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されると評価された。

また、騒音、振動、動物、植物の各一部及び大気質、水質、地盤、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等については、環境影響の程度は小さいと予測されたため、環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されると評価された。

なお、植物については事後調査を実施するとともに、予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を得て、適切な措置を講じる。

各環境影響評価の項目の調査、予測及び評価の概要は、以下に示すとおりである。

環境要素	調査結果	予測結果
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 事業実施区域周辺の大气汚染常時監視測定局である南陽支所の二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.043～0.045ppmであり、環境基準(0.06ppm以下)を達成し、名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値(0.04ppm以下)を達成していない。 南陽支所の浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.066～0.085 mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)及び名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を達成している。</li> <li>・ 降下ばいじん 港区国際留学生会館における平成7～11年度の降下ばいじんの年平均値は、2.1～3.4 t/km<sup>2</sup>/月である。</li> <li>・ 道路沿道の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 事業実施区域及びその周辺の道路沿道における二酸化窒素の年平均値は0.022～0.033 ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は0.030～0.039 mg/m<sup>3</sup>であった。</li> <li>・ ダイオキシン類 事業実施区域内の南陽小学校における平成15年秋季～平成16年夏季のダイオキシン類の現地調査結果は0.066～0.22 pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、年平均値は0.14pg-TEQ/m<sup>3</sup>であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械の稼働及び工事用車両の運行(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに環境基準を下回っている。環境目標値については浮遊粒子状物質は下回っているものの、二酸化窒素は上回ると予測されるが、建設機械の稼働及び工事用車両の運行からの寄与濃度は僅かである。</li> <li>・ 建設機械の稼働及び工事用車両の運行(粉じん等) 降下ばいじん量の最大値で1.76t/km<sup>2</sup>/月及び2.42t/km<sup>2</sup>/月と予測され、生活環境の目安となる10t/km<sup>2</sup>/月を下回っている。</li> <li>・ 造成工事(粉じん等) 造成工事に伴う裸地による粉じん等については、強風(風速5.5m以上)の出現頻度は3.9%である。</li> <li>・ 斎場施設の稼働及び供用時の交通の集中(二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに環境基準を下回っている。環境目標値については浮遊粒子状物質は下回っているものの、二酸化窒素は上回ると予測される。</li> </ul>

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>本事業の実施による環境影響の程度は小さいと予測されるため、排出ガス対策型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避、並びに、工事用車両の運行ルート上の分散化、工事用車両の空ぶかし、高負荷運転の回避、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>排出ガス対策型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避、並びに、工事用車両の運行ルート上の分散化、工事用車両の空ぶかし、高負荷運転の回避、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>環境基準との整合は図られているが、二酸化窒素は環境目標値を上回るものの本事業に起因する寄与濃度は僅かであり、影響は小さいものとする。</p>	なし
<p>本事業の実施による環境影響の程度は小さいと予測されるため、造成工事区域内における散水、施工方法の検討、建設機械の稼働の分散化、強風時の作業中止、工事用車両の運行ルート上の分散化、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>造成工事区域内における散水、施工方法の検討、建設機械の稼働の分散化、強風時の作業中止、工事用車両の運行ルート上の分散化、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	なし
<p>本事業の実施による環境影響の程度は小さいと予測されるため、造成区域内の裸地への散水、造成区域内の法面等への種子散布、工事計画の検討による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>造成区域内の裸地への散水、造成区域内の法面等への種子散布、工事計画の検討による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	なし
<p>本事業の実施による環境影響の程度は小さいと予測されるため、効率の高い排ガス処理装置の設置、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持、火葬設備の稼働の集中の回避、並びに、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRによる環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>効率の高い排ガス処理装置の設置、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持、火葬設備の稼働の集中の回避、並びに、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>環境基準との整合は図られているが、二酸化窒素は環境目標値を上回るものの本事業に起因する寄与濃度は僅かであり、影響は小さいものとする。</p>	なし

環境要素	調査結果	予測結果
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境騒音 事業実施区域周辺の環境騒音について3地点で現地調査を実施した。 いずれの地点においても昼間の時間帯は52～53dBであり、環境基準を満足していた。</li> <li>・道路交通騒音 事業実施区域及びその周辺の道路交通騒音について現地調査を実施した。 戸田荒子線と東海橋線では環境基準を上回っていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働 建設機械の稼働に伴う騒音レベルの工事敷地境界の予測値は82dBであり、騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定建設作業に係る騒音の基準の85dB以下である。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事用車両の運行時における道路交通騒音は、一部の地点で環境基準を上回っているものの、一般車両のみの道路交通騒音との差は1dB未満である。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・斎場施設の稼働 斎場施設の稼働に伴う騒音レベルの敷地境界での予測の最大値は29dBであり、騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定工場等において発生する騒音の規制基準の50dB以下である。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用時の交通の集中 施設関連車両の運行時における道路交通騒音は、一部の地点で環境基準を上回っているものの、一般車両のみの道路交通騒音レとの差は1dB未満である。</li> </ul>

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>本事業の実施による環境影響の程度は小さいと予測されるため、低騒音型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じるものとする。</p> <p>市営西茶屋荘等の住宅等に近接している箇所では、防音シート等の設置を必要に応じて検討する。</p>	<p>低騒音型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>市営西茶屋荘等の住宅等に近接している箇所では、防音シート等の設置を必要に応じて検討することにより、環境影響の程度はさらに低減されるものと判断する。</p> <p>基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	なし
<p>本事業の実施による環境影響の程度は小さいと予測されるため、工事用車両の運行ルートの分散化、工事用車両の点検・整備、適正運転の周知、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>工事用車両の運行ルートの分散化、工事用車両の点検・整備、適正運転の周知、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>全ての地点で自動車騒音の限度を下回っている。また、一部の地点で環境基準の値を上回っているものの、一般車両のみの道路交通騒音との差は1 dB 未満であり、影響は小さいものとする。</p>	なし
<p>本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>低騒音の機器を採用すること、騒音を発生する機器については防音対策を講じること、外壁の構造や材質を考慮し吸音材を用いることに配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。</p> <p>基準又は目標との整合は図られるものと判断する。また、土地区画整理事業実施区域境界においては、距離減衰による騒音レベルの低減が考えられることから、騒音による影響は極めて小さいものとする。</p>	なし
<p>本事業の実施による環境影響の程度は小さいと予測されるため、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRによる環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>全ての地点で自動車騒音の限度を下回っている。また、一部の地点で環境基準の値を上回っているものの、一般車両のみの道路交通騒音との差は1 dB 未満であり、影響は小さいものとする。</p>	なし

環境要素	調査結果	予測結果
振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境振動 事業実施区域周辺の環境振動について3地点で現地調査を実施した。 振動レベルは30未満～38dBであり、いずれの地点においても人間が振動を感じ始める値（感覚閾値）の55dB以下であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働 建設機械の稼働に伴う振動レベルの工事敷地境界の予測値は66dBであり、振動規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定建設作業に係る振動の基準の75dB以下である。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通振動 事業実施区域及びその周辺の道路交通振動について現地調査を実施した。 振動レベルは33～49dBであり、いずれの地点においても人間が振動を感じ始める値（感覚閾値）の55dB以下であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事用車両の運行時の振動レベルの予測値は52～57dBであり、道路交通振動の限度である65dB及び70dB以下である。また、本事業による工事用車両が加わった場合においても、振動レベルの増加は1dB未満である。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・斎場施設の稼働 斎場施設の稼働に伴う振動レベルの敷地境界での予測の最大値は50dBであり、振動規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定工場等において発生する振動の規制基準の65dB以下である。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用時の交通の集中 施設関連車両の運行時の振動レベルの予測値は、52～55dBであり、道路交通振動の限度である65dB及び70dB以下である。また、施設関連車両が加わった場合においても、振動レベルの増加は1dB未満である。</li> </ul>

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>本事業の実施による環境影響の程度は小さいと予測されるため、低振動型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>低振動型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。 基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	なし
<p>本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>工事用車両の運行ルート分散化、工事用車両の点検・整備、適正運転の周知、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯分散化に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。 基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	なし
<p>本事業の実施による環境影響の程度は小さいと予測されるため、低振動型の機器の採用、振動を発生する機器への防振対策、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>低振動型の機器の採用、振動を発生する機器への防振対策、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。 基準又は目標との整合は図られるものと判断する。また、土地区画整理事業実施区域境界においては、距離減衰による振動レベルの低減が考えられることから、振動による影響は極めて小さいものとする。</p>	なし
<p>本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRに配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。 基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	なし

環境要素	調査結果	予測結果
悪臭	<p>斎場建設予定地における特定悪臭物質の濃度は規制基準以下であり、臭気指数は 10 未満であった。</p> <p>また、類似施設である名古屋市八事斎場における特定悪臭物質の濃度は規制基準以下であり、臭気指数は煙道で 22、敷地境界で 10 未満であった。</p>	<p>臭気指数については、類似施設における調査結果では排出ガス中の臭気指数 22 が敷地境界では 10 未満に低減しており、新斎場の敷地境界においても同様に臭気指数の予測値は 10 未満に低減し、名古屋市悪臭対策指導指針に定める第 1 種区域における指導基準値以下と予測される。</p>
水質	<p>浮遊物質量は、降雨時には 5～43mg/L、晴天時には 10～75mg/L であった。</p>	<p>事業実施区域から排水される浮遊物質量の予測値は 40～71mg/L であり、名古屋市が定める建設工事に伴う排水の浮遊物質量の目安である 200mg/L 以下である。</p>
地盤	<p>事業実施区域及びその周辺の地盤沈下の状況は、現在、沈静化しており、新茶屋における過去 5 年間の累積沈下量は 0.02cm である。</p> <p>事業実施区域周辺の地盤の状況は、上位に沖積層（層厚：10～40m）が分布し、下位に洪積層が分布する。沖積層における N 値の平均値は、粘土・シルト層で 3、砂層で 11 である。</p>	<p>土地の改変による地盤沈下量の最大は事業実施区域の南側敷地境界で 4.82cm と予測され、53 日間で 90% の圧密が終了することが予測される。</p>

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>斎場施設の計画・設計において、主燃焼炉では 800℃以上の高温で燃焼し更に再燃焼炉では 800℃以上で臭気成分を分解する、定期的に機器点検及び機能検査を実施する等の無臭化に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。</p> <p>基準又は目標との整合は図られるものと判断する。また、土地区画整理事業実施区域境界においては、拡散による悪臭の濃度の低下が考えられることから、悪臭による影響は極めて小さいものとする。</p>	<p>なし</p>
<p>本事業の実施による環境影響の程度は小さいと予測されるため、仮設の沈砂池の適切な配置、造成工事を順次行い裸地面積を小さくする工事計画の検討による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>仮設の沈砂池の適切な配置、造成工事を順次行い裸地面積を小さくする工事計画の検討による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>目安との整合は図られるものと判断する。</p>	<p>なし</p>
<p>本事業の実施による環境影響の程度は小さいと予測されるため、造成工事中及び造成工事終了後の周辺地盤の変動を測定し、周辺構造物等に変状がみられた場合は必要に応じて復旧することによる環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>造成工事中及び造成工事終了後の周辺地盤の変動を測定し、周辺構造物等に変状がみられた場合は必要に応じて復旧することによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>

環境要素	調査結果	予測結果
動物	<p>現地調査の結果、以下に示す重要な種が確認された。</p> <p>哺乳類：ホトイタチ</p> <p>鳥類：チュウサギ、マガン、オオカ、チュウビ、タマシギ、カウチドリ、エリマキシギ、カバシギ、オジシギ、コアジサシ</p> <p>爬虫類：クサガメ、イサガメ、シマヘビ</p> <p>両生類：トノサマガエル、ダルマガエル</p> <p>魚類：カワバタモロコ</p> <p>底生動物：ドブガイ</p> <p>昆虫類：アリツカオロギ、ニニヤミ、コイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ</p> <p>クモ類：ワスレナグモ</p>	<p>・雨水の排水</p> <p>クサガメ、イサガメは比較的水質の悪い水域にも生息していることから、また、ドブガイは一時的な濁水中でも生息できることから、工事の実施に伴う雨水の排水による本種への影響は極めて小さいと予測される。</p> <p>カワバタモロコの確認地点は事業実施区域から500m以上離れており、生息地点では植生帯も豊富であることから、工事の実施に伴う雨水の排水による本種への影響は極めて小さいと予測される。</p> <p>・敷地の存在（土地の改変）</p> <p>コアジサシについては、事業実施区域外を流れる戸田川を主要な採餌・生息の場として利用しており、対象事業の実施による生息への影響は小さいと予測される。</p> <p>カワバタモロコ、ドブガイについては、生息地の改変はないことから、生息への影響はないものと予測される。</p> <p>その他の重要な種については、事業の実施により生息、採餌、休息、繁殖環境等の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な生息地である農地環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。</p>

環境保全措置	評価結果	事後調査						
<p>工事の実施に伴う雨水の排水による重要な種の生息への影響は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>重要な種（クサガメ、イシガメ、カワバタモロコ、ドブガイ）については、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくすること等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	なし						
<p>重要な種については、以下に示す環境保全措置を講じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 831 730 1429"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 831 459 864">対象種</th> <th data-bbox="459 831 730 864">環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 864 459 1133">クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエル、アリツカコオロギ、ニニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ、ワスレナグモの11種</td> <td data-bbox="459 864 730 1133">事業実施区域内の公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出（草地、湿地、樹林地等の混在した多様な環境の確保）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1133 459 1429">ホントイタチ、オオタカ、チュウヒ、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ、クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエルの16種</td> <td data-bbox="459 1133 730 1429">事業実施区域外における生息地の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）</td> </tr> </tbody> </table>	対象種	環境保全措置	クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエル、アリツカコオロギ、ニニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ、ワスレナグモの11種	事業実施区域内の公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出（草地、湿地、樹林地等の混在した多様な環境の確保）	ホントイタチ、オオタカ、チュウヒ、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ、クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエルの16種	事業実施区域外における生息地の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）	<p>重要な種（ホンドイタチ、オオタカ、チュウヒ、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ、クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエル、アリツカコオロギ、ニニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ、ワスレナグモ）への影響は、事業実施区域内において公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出及び事業実施区域外における生息地の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	なし
対象種	環境保全措置							
クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエル、アリツカコオロギ、ニニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ、ワスレナグモの11種	事業実施区域内の公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出（草地、湿地、樹林地等の混在した多様な環境の確保）							
ホントイタチ、オオタカ、チュウヒ、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ、クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエルの16種	事業実施区域外における生息地の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）							

環境要素	調査結果	予測結果
植物	<p>現地調査の結果、以下に示す重要な種が確認された。</p> <p>コシギシ コイヌガラシ クサレダマ カワヂシャ</p>	<p>・雨水の排水 雨水排水の排水先である事業実施区域の南部地域において生育が確認された種は、ヨシ、アオウキクサ、ウキクサの3種であり、これらの種は、多様な水域に極めて普通に生育し、汚濁に対する耐性も大きい種であることから、工事の実施に伴う雨水の排水による対象種への影響は極めて小さいと予測される。</p> <p>・敷地の存在（土地の改変） コイヌガラシ、カワヂシャについては、対象事業の実施により生育地の一部が消失することになるが、事業実施区域外において生育地が豊富に存在することから、地域全体としての種の存続に対する影響は小さいと予測される。 コシギシの主要な生育地は事業実施区域内にあり、周辺部には区域内と同等な規模の生育地が存在しない。したがって、対象事業の実施により主要な生育地が消失することになり、地域個体群の存続に影響を及ぼすことが予測される。 クサレダマの生育地は造成計画地外に位置するため、改変による直接的影響は受けない。しかし、造成計画地域に隣接しているため、工事施工ヤードの設置による生育地の攪乱の影響や工事区域から飛散する粉じん等による影響が予測される。</p>

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>工事の実施に伴う雨水の排水による重要な種の生育への影響は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>事業実施区域周辺の主要な種（ヨシ、アオウキクサ、ウキクサ）については、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくすること等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>
<p>重要な種については、以下に示す環境保全措置を講じるものとする。</p> <p>&lt;コギシギシ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施区域外に残存するコギシギシから種子を採取して、生育地周辺の同様な水田環境に播種する。</li> <li>・事業実施区域内のコギシギシから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。</li> </ul> <p>&lt;クサレダマ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生育地の損傷を防ぐため、資材置場の位置、工事資機材の運搬経路に十分配慮し、生育地への立ち入りを行わないようにする。</li> <li>・事業実施区域から生育地への粉じん飛散の防止策を講じる。</li> </ul> <p>&lt;コイヌガラシ、カワヂシャ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施区域内のコイヌガラシとカワヂシャから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。</li> </ul>	<p>重要な種（コギシギシ、クサレダマ、コイヌガラシ、カワヂシャ）への影響は、コギシギシについては事業実施区域外における生育地の拡大及び事業実施区域内において公園、緑地、その他の公共空地内における生育地の創出、クサレダマについては生育地への影響の最小化、コイヌガラシとカワヂシャについては事業実施区域内において公園、緑地、その他の公共空地内における生育地の創出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>コギシギシについては、以下の事後調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査項目 生育状況、生育環境の状況</li> <li>・調査方法 現地調査による個体の確認</li> <li>・調査時期 春季</li> <li>・調査期間 3年を目処とするが、安定した種の定着が確認されるまでの時期</li> </ul>

環境要素	調査結果	予測結果
生態系	<p>・動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域の環境類型は、水田環境が大部分を占め、広面積な水田環境の中に小規模な河川環境、畑地・草地環境及び市街地・住宅地環境がモザイク状に混在している。</p> <p>・注目種等の確認状況 ＜上位性注目種等：サギ類、シギ・チドリ類＞ 確認されたサギ類及びシギ・チドリ類は3グループに区分された。 ①生息数が多く利用頻度が高いグループ アマサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アオサギ、コチドリ、ケリ、タゲリ ②生息数が少なく利用頻度が低いグループ ゴイサギ、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、アオアシシギ、クサシギ、タカブシギ、キアシシギ、イソシギ、タシギ、チュウジシギ、オオジシギ ③繁殖地として利用しているグループ ケリ、コチドリ</p> <p>＜典型性注目種等：ダルマガエル＞ 調査地域の水田環境の広い範囲を多数の個体が生息地として利用していたが、事業実施区域外の南側水田地域における生息密度が高く良好な生息環境となっていた。</p> <p>なお、メダカは現地調査により確認されなかったため、注目種として選定しなかった。</p>	<p>・敷地の存在（土地の改変） ＜上位性注目種等：サギ類、シギ・チドリ類＞ ①生息数が多く利用頻度が高いグループ及び②生息数が少なく利用頻度が低いグループ 事業の実施により採餌・休息環境の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な生息地である水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。 ③繁殖地として利用しているグループ 事業実施区域周辺には主要な繁殖地となる水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。</p> <p>【藤前干潟との関連性】 調査地域におけるサギ類及びシギ・チドリ類の出現状況は、藤前干潟の出現種と異なり、水田等の淡水環境を主な生息地とする種が主体であること、また、藤前干潟を利用するシギ・チドリ類は、干潟に近い場所を主な休息地として利用しており、調査地域の位置する北方向の移動は少ないことから、藤前干潟を利用する鳥類との関連性は低いと考えられ、藤前干潟を利用する鳥類に対する対象事業の実施による影響は小さいと予測される。</p> <p>＜典型性注目種等：ダルマガエル＞ 事業の実施により生息環境の一部が消失することになるが、本種は事業実施区域外の南側の水田において特に生息数が多く良好な生息地となっていること、また、事業実施区域周辺には主要な生息地である水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。</p>

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>上位性注目種等、典型性注目種等については、以下に示す環境保全措置を講じるものとする。</p> <p>&lt;上位性注目種等（サギ類及びシギ・チドリ類）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 餌動物の生息数を増加させるため、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、灌水がされるよう働きかける。</li> </ul> <p>&lt;典型性注目種等（ダルマガエル）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息適地を増加させるために、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、灌水がされるよう働きかける。</li> </ul>	<p>上位性注目種等（サギ類及びシギ・チドリ類）及び典型性注目種等（ダルマガエル）への影響は、上位性注目種等については事業実施区域外における採餌・休息環境の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）、典型性注目種等については事業実施区域外における生息環境の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>

環境要素	調査結果	予測結果
<p>景観</p>	<p>市営西茶屋荘から南方向、戸田川右岸から東方向、事業実施区域の南側から北方向、新川右岸堤防から西方向の眺望景観は、近景もしくは中景に水田、休耕田等を望むことができる。</p>	<p>市営西茶屋荘からの眺望は、住宅等の建設に伴い都市的な景観となるものと考えられる。</p> <p>戸田川右岸、新川右岸堤防、事業実施区域の南側からの眺望の変化は明確に視認できないことから、造成工事による環境影響は少ないものと予測される。</p>
<p>人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としては、史跡散策路が抽出された。</p> <p>なお、事業実施区域及びその周辺には、自然探勝路、ハイキングコース、海水浴場、スターウォッチング等の人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。</p>	<p>敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在が史跡散策路に及ぼす影響は小さいものと予測される。</p>
<p>廃棄物等</p>	<p>—</p>	<p>建設発生土は事業実施区域内で盛土として再利用され、コンクリートがら、アスファルトがらについては再資源化施設への搬出により有効利用を図ることから、事業の実施に伴う環境負荷は小さいと予測される。</p>

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>景観については、公園、幹線道路、その他の公共空地内における緑化、周囲と調和のとれた緑に囲まれた公共施設の創出による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>公園、幹線道路、その他の公共空地内における緑化、周囲と調和のとれた緑に囲まれた公共施設の創出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	なし
<p>人と自然との触れ合いの活動の場については、事業実施区域内の史跡散策路内の寺社の保全、史跡散策路のデザインを周囲の景観と調和させることによる環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>事業実施区域内の史跡散策路内の寺社の保全、史跡散策路のデザインを周囲の景観と調和させることによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。</p>	なし
<p>建設工事に伴う副産物の環境負荷については、建設発生土については事業実施区域内での再利用、コンクリートがら等については再資源化施設への搬出による環境保全措置を講じるものとする。 コンクリートがら等は、事業実施区域内の道路の路盤材として再利用を検討する。</p>	<p>建設発生土については事業実施区域内での再利用、コンクリートがら等については再資源化施設への搬出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。 コンクリートがら等は、事業実施区域内の道路の路盤材として再利用を検討することにより、本事業の実施による環境負荷はさらに低減されるものと判断する。</p>	なし

## 第10章 準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に関し、環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第16条の規定に基づき、環境影響評価準備書を平成18年5月16日から平成18年6月16日まで名古屋市住宅都市局都市計画課、名古屋市環境局環境影響評価室及び港区役所南陽支所で縦覧、16区役所で閲覧に供し、24名が縦覧し、3名が閲覧した。また、平成18年5月16日から平成18年6月30日まで環境の保全の見地からの意見を求めたところ、同法第18条第1項に基づく意見書が1通提出された。環境影響評価準備書についての意見は172項目であり、意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解の概要は以下のとおりである。

都市計画対象事業の目的及び内容についての意見は11項目であった。「事業者の名称が(仮称)茶屋新田土地区画整理組合とあるが、区画整理組合の実体はあるのか。」を始めとした意見があり、「土地区画整理組合の設立は認可後となり、本準備書では予定事業者として(仮称)茶屋新田土地区画整理組合と記載し、都市計画決定権者である名古屋市が、事業者に代わって、都市計画決定手続と併せて環境影響評価を行っている。」等の見解を示した。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況についての意見は21項目であった。「道路交通騒音の調査結果表があるが、調査地点地図が欠落しており、記載すべきである。」を始めとした意見があり、「道路交通騒音の調査結果は、名古屋市環境局の資料より作成したが、原資料には調査地点が示されていない。」等の見解を示した。

方法書についての愛知県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解及び都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての意見は各1項目であった。

調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果についての意見は132項目であり、そのうち大気質については38項目であった。「建設機械稼働による二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測対象時期の根拠を明記すべきである。」を始めとした意見があり、「整地工、調整池築造工、水路築造工、道路築造工及び斎場建設工事が重複する時期に、大気汚染物質の排出量が最大となるものと想定し、予測対象時期を工事開始後26～37ヶ月目に設定した。」等の見解を示した。

騒音についての意見は30項目であった。「建設機械の稼働による騒音予測で、代入条件の $r_i$ (音源 $i$ と予測地点の距離)が不明であり、代入条件は全て記載すべきである。」を始めとした意見があり、「建設機械の稼働による騒音予測では、騒音源は予測地点と音源の距離が短いほど、細分割して面音源とみなしており、1日の稼働範囲を想定し、工事敷地境界より5m離し、20m(東西方向)×25m(南北方向)の範囲を稼働するものとし、騒音源を適切に分割し、予測した。」等の見解を示した。

振動についての意見は20項目であった。「建設機械の稼働による振動予測で、代入条件の $r$ (ユニットから予測点までの距離)が不明である。」を始めとした意見があり、「予測では1日の稼働範囲を想定し、工事敷地境界より5m離し、20m(東西方向)×25m(南北方向)の範囲を稼働するものとし、振動源は稼働範囲の中心とし予測した。」等の見解を示した。

悪臭についての意見は1項目、水質についての意見は4項目、地盤についての意見は9項目、動物についての意見は6項目、植物についての意見は4項目、生態系についての意見は6項目、景観についての意見は7項目、人と自然との触れ合いの活動の場についての意見は3項目、廃棄物等についての意見は4項目であった。

事後調査についての意見は4項目であった。「車両による大気質、騒音、振動については現状の交通量と同程度の将来交通量とでの予測値が大きく異なり、予測手法の再現性に疑問がある。このため、事後調査を行う必要がある。」を始めとした意見があり、「車両による大気質、騒音、振動については予測の手法は確立されており、予測結果は適切なもので、事後調査は必要ないものと考えている。」等の見解を示した。

環境影響の総合的な評価についての意見は2項目であった。「地盤の環境保全措置で「環境影響の程度は極めて小さいと判断される」とあるが、本文でも「極めて」という表現はない。」を始めとした意見があり、「地盤の環境保全措置では「環境影響の程度は小さい」と判断されるため、準備書の「極めて」を削除し、その旨評価書で修正する。」等の見解を示した。

## 第 11 章 準備書についての愛知県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 20 条に基づく、環境影響評価準備書についての愛知県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下に示すとおりである。

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
全 般 的 事 項	(1) 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。	事業の実施に当たっては、利用可能な環境保全に関する最善の技術の導入など、実効可能な範囲で環境影響の低減に努めます。
	(2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じること。	環境への影響に関して新たな事実が判明した場合、または、予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合等においては、必要に応じて専門家の指導・助言を得るなど、適切な措置を講じます。
	(3) 事業計画について、雨水調整池や公園・緑地の規模、土地利用計画や都市施設の配置に当たっての環境配慮事項など、より具体的に記載すること。	環境影響評価書においては、事業計画の内容について、雨水調整池の規模等を可能な限り具体的に記載しました。環境配慮事項についても、公園・緑地について可能な限り具体的に評価書に記載しました。 (第 4 章 2 都市計画対象事業の内容、3 環境配慮事項 参照)
	(4) 水田は、ヒートアイランド現象の緩和や保水機能、生物の生息・生育環境など様々な環境保全機能を有しているが、事業の実施によりその機能が消失することとなることから、事業の実施に当たってはそうした多様な機能の確保に配慮して、幹線道路における街路樹の整備や透水性舗装を積極的に採用するなど、自然環境等の保全に配慮すること。	事業の実施に当たっては、幹線道路における街路樹の整備や透水性舗装等を積極的に採用するなど、自然環境等の保全に配慮した計画とします。

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音、振動	<p>(1) 建設機械や工事用車両の大気質、騒音及び振動に係る予測対象時期について、大気汚染物質の排出量等の経月変化を示すなどその妥当性を明らかにすること。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う大気質については、工事計画により土地区画整理事業の工事量が約10ヶ年でほぼ均等であり、斎場建設事業の工事約2ヶ年のうち、土工事などの工事が集中する時期が大気汚染物質の排出量が最大となることから、この時期を予測対象時期としました。</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音、振動については、事業実施区域に近接している住居等に最も近接して工事が行われる時期を予測対象時期としました。</p> <p>工事用車両の運行に伴う大気質、騒音、振動については、土地区画整理事業の工事と斎場建設事業の工事が重なり、基礎工事などの資材運搬車両が多くなる時期が、大型車の車両台数が最大となることから、この時期を予測対象時期としました。</p>
	<p>(2) 建設機械及び斎場施設の稼働に伴う騒音・振動の予測について、騒音・振動発生源の位置など予測条件の一部が示されていないことから、予測に必要な事項を記載すること。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測における建設機械の位置、及び、斎場施設の稼働に伴う騒音・振動における発生源の位置等を評価書に記載しました。</p> <p>(第9章 第1節 2騒音、3振動 参照)</p>
	<p>(3) 建設機械騒音の予測結果の値は特定建設作業の基準値に近いことから、「環境影響の程度は極めて小さい」という評価は再検討すること。</p>	<p>建設機械騒音の評価においては、予測結果の値82dBが特定建設作業の基準値85dBを下回っているものの基準値に近いことから、「環境影響の程度は小さい」という評価としました。</p> <p>(第9章 第1節 2騒音 参照)</p>
	<p>(4) 工事用車両の騒音・振動の予測について、大気質と同様に予測地点ごとの車種別交通量を記載すること。</p>	<p>工事用車両の騒音・振動の予測においては、予測地点ごとの車種別交通量を評価書に記載しました。</p> <p>(第9章 第1節 2騒音、3振動 参照)</p>

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音、振動	<p>(5) 事業実施区域及びその周辺には住宅、学校等が立地していることから、工事の実施に当たっては、住宅、学校等からの距離、建設機械の配置、作業時間等に十分配慮するとともに、低公害型の建設機械を積極的に採用すること。</p>	<p>工事の実施に当たっては、排出ガス対策型及び低騒音・低振動型等の建設機械の積極的な採用、住居・学校等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働を極力避けることなど、住居・学校等への環境負荷を実効可能な範囲で低減した計画とします。</p> <p>(第4章 3環境配慮事項 参照)</p>
	<p>(6) 工事用車両が走行する一部のルート沿道では、既に道路交通騒音の環境基準値を超えている状況であることから、工事の実施に当たっては、沿道環境への影響をより一層低減するため、工事用車両の走行台数の平準化を図るとともに、最新規制適合車を積極的に採用すること。</p>	<p>工事の実施に当たっては、沿道環境への影響をより一層低減するため、工事用車両の走行台数の平準化に努めるとともに、最新規制適合車の積極的な採用に努めます。</p>
	<p>(7) 粉じん対策等として種子散布を行う際には、生態系への影響に配慮した種子の選定に努めること。</p>	<p>種子散布については、一般的に在来種と外来種の複数を混合しますが、外来種については「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号)に基づく特定外来生物を使用しないなど、生態系への影響に配慮した種子の選定に努めます。</p>
悪臭	<p>斎場施設の稼働に伴う悪臭の予測については、類似施設である既設の名古屋市八事斎場における現地調査結果を引用して予測を行っているが、施設の煙源と敷地境界までの距離などを示した上で、調査方法及び予測方法の妥当性を明らかにすること。</p>	<p>八事斎場における排気筒の位置、排気筒から敷地境界までの距離等について、評価書に記載するとともに、新斎場施設においては排気筒から敷地境界までの距離が遠いこと、排気筒が高くなること、集じん装置を設置すること等により、八事斎場よりも悪臭レベルが低くなることを評価書に記載しました。</p> <p>(第9章 第1節 4悪臭 参照)</p>

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
水質	<p>工事の実施に当たっては、降雨による濁水の流出防止のため、沈砂池の浚渫等により、必要な沈砂機能を維持・確保するとともに、流出水の濁りの状況を把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。</p>	<p>工事の実施に当たっては、降雨による濁水の流出防止のために、仮設の沈砂池を適切に配置する計画としています。また、降雨時における流出水の濁りの状況を適宜把握し、必要に応じ適切な措置を講じます。</p> <p>(第9章 第1節 5水質 参照)</p>
地盤	<p>圧密沈下時間の予測に用いた圧密係数の設定根拠を示すなど、予測方法をわかりやすく記載すること。</p>	<p>圧密沈下時間の計算に使用した時間係数の設定根拠を示すとともに、圧密係数についても圧密係数－平均圧密圧力の関係を示す資料を評価書に記載しました。</p> <p>(第9章 第1節 6地盤 参照)</p>
動物、植物、生態系	<p>(1) 重要な種であるコギシギシに対する環境保全措置として事業実施区域外で播種を実施することとしているが、あらかじめ専門家の指導や助言を得ながら適切に実施すること。また、事後調査によりその生育状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。</p>	<p>環境保全措置の実施に当たっては、あらかじめコギシギシの生育の状況を把握し、専門家の指導・助言を得ながら種子の播種等について適切に実施します。</p> <p>(第9章 第1節 8植物 参照)</p> <p>事後調査については、専門家の指導・助言を得ながら実施するとともに、予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、必要な措置を適切に講じます。</p> <p>(第9章 第2節 事後調査 参照)</p>
	<p>(2) 事業実施区域内で自然環境に配慮した公園を整備することとしているが、その整備に当たっては、専門家の指導や助言を得ながらコギシギシや名古屋市版レッドデータブックで絶滅危惧種に選定されているコイヌガラスシをはじめ多様な動植物の生息・生育環境にも配慮すること。</p>	<p>自然環境に配慮した公園の整備に当たっては、専門家の指導・助言を得ながら、事業実施区域内において生育が確認されたコギシギシや名古屋市版レッドデータブックで絶滅危惧種に選定されている種など多様な動植物が生息・生育できる環境に配慮した整備に努めます。</p>

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	(3) 事業実施区域周辺における水田を主体とした農地環境の保全を図るための環境配慮方針が示されているが、その確実な実施が図られるよう地域のコンセンサスづくりに努めること。	事業実施区域の周辺には茶屋新田土地改良区の一部と、藤高、小川、西福田等の土地改良区の水田地帯が広がり、今後も農業振興地域として水田が残ることになると考えられます。本事業の実施に伴う環境配慮方針の実施に当たっては、地域の関係者や関係機関と十分な調整をとりながら、事業実施区域周辺の水田を主体とした農地環境の保全に努めてまいります。
景観	(1) 幹線道路や斎場施設の存在についても加えて予測・評価すること。また、事業実施区域の特徴的な現況景観や将来の住宅等の立地後のイメージ図を参考として記載しておくこと。	眺望景観の変化について、幹線道路の植栽帯や斎場施設を加えて予測・評価しました。また、事業実施区域の特徴的な景観である緑広がる水田の状況を把握し、事業完了後の住宅等を想定しイメージ図を参考として評価書に記載しました。 (第9章 第1節 10景観 参照)
	(2) 斎場施設や北側に隣接する公園の整備に当たっては、地域の主要な眺望景観に配慮するよう整備主体相互の連携を図ること。	斎場施設や北側に隣接する自然環境に配慮した公園の整備に当たっては、整備主体相互の連携を図り、周囲の景観と調和した緑に囲まれた施設整備に努めます。
廃棄物等	工事の実施に当たっては、廃棄物等の発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。また、廃棄物等の発生量の算定根拠を明らかにすること。	工事の実施に伴う建設発生土は事業実施区域内で盛土材として再利用するとともに、既設工作物の撤去に伴い発生するアスファルトがら等は再資源化施設に搬出し、有効利用に努めます。なお、現段階で予測できない建設工事に伴う副産物が発生した場合には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）等に基づき適正に処理・処分します。 また、廃棄物等の発生量の算定根拠を評価書に記載しました。 (第9章 第1節 12廃棄物等 参照)

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
その他	(1) 評価書の作成に当たっては、住民などの意見を十分に検討するとともに、住民などにわかりやすい内容となるよう努めること。	評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、可能な限りわかりやすい内容となるように努めています。また、住民にわかりやすいように可能な限り平易な表現に努めるとともに、専門的な用語については巻末に用語集を添付しています。
	(2) 事業の実施に当たっては、住民などからの環境に関する要望などに対して、適切な対応を図ること。	事業の実施に当たっては、住民などからの環境に関する要望などに対して、適切な対応を図ります。

## 第 12 章 都市計画同意権者及び事業認可権者の意見と評価書の補正の概要

環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 24 条に基づく都市計画同意権者及び事業認可権者の環境の保全の見地からの意見は以下に示すとおりである。

## 名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価書に対する 事業認可権者の意見について

### 1. 環境配慮事項についての意見

環境配慮事項に記載されている「人と自然との触れ合いができ、多様な動植物の生息・生育が確保される公園・緑地」の整備にあたっては、環境保護の観点から表土の有効利用について配慮されたい。

## 名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価書に対する 都市計画同意権者の意見について

本環境影響評価書については、環境大臣、認可権者の意見を勘案し、環境の保全の見地から、以下の意見を申し述べる。

### 1. 事業実施区域内の保全対象への配慮について

事業実施区域内には、工事期間中においても、学校等の保全対象が存在することから、これらの保全対象に対する工事用機械の稼働、資材運搬車両等による粉じん、騒音及び振動の影響を把握しつつ、必要に応じ、環境保全措置を実施すること。また、その旨を評価書に記載すること。

### 2. 動植物・生態系への配慮について

環境保全措置として、自然環境に配慮した緑地を公園内に整備するとされているが、整備にあたっては、保全対象種であるコギシギシ等の希少植物及びダルマガエル等の希少動物の生育・生息に適した環境となるよう、現存する生育・生息環境を活用するなど適切な配慮を行うこと。また、これらの種に適した生育・生息環境が維持されるよう、適切に管理を行うこと。

以上について評価書に記載すること。

### 3. 環境配慮事項について

環境配慮事項に記載されている「人と自然との触れ合いができ、多様な動植物の生息・生育が確保される公園・緑地」の整備にあたっては、環境保護の観点から表土の有効利用について配慮すること。

なお、上記以外においても、環境影響評価の結果をよりわかりやすく的確に記載するという観点から、必要に応じ記載内容及び表記方法を見直すこと。

都市計画同意権者及び事業認可権者の環境の保全の見地からの意見を受けて環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第25条第2項の規定に基づき評価書について環境保全措置の検討を行うこと等補正した。

## 第 13 章 環境影響評価を受託した者の氏名及び住所

事業者の名称：財団法人 東海技術センター

代表者の氏名：理事長 清水 定彦

事業者の住所：愛知県名古屋市中東区猪子石二丁目 7 1 0 番地